

経済産業省 第2次回答

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省庁 | 提案団体 | 各府省からの第1次回答 | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | |
|------|------|--------------------|--------------------------------------|--|--|---|--------------------|--|---|---|-------------|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | 見解 | 補足資料 |
| 32 | A | 権限移譲 その他 | 特定商取引法に係る広域的な消費者被害事案に対する事業者の処分等権限の移譲 | 経済産業局が行っている広域的な消費者被害事案に対する事業者の処分等に関する事務について、必要となる人員・予算を含め関西広域連合への移譲を求める。 | (提案にあたっての基本的な考え方) 経済産業局長が消費者庁長官の権限の委任を受けて行っている特定商取引法に係る広域的な消費者被害が生じている事案の調査、処分に関する事務について、必要となる人員・予算も含め府県域を越える広域行政組織である関西広域連合へ移譲することを求める。 (制度改正の必要性等) 各府県・市町村の消費生活センターで消費生活相談を行い、このうち特定商取引法に係る消費者トラブルについては、同法に基づき、府県が調査、処分権限を有している。しかし、同法施行令第19条において、府県が処理する事案は府県の区域内の事案とされており、広域的な事案は消費者庁長官より委任を受けた経済産業局長が処理している。 府県が単独で、事業者の行政処分(業務停止命令)を行った場合、事業者は当該処分を受けた府県の区域以外での業務等は継続できる。このため、消費者庁長官から委任を受けることで効果が全国に及ぶ広域的な行政処分、または各府県が連携し連携府県に効果が及ぶ行政処分でなければ、処分の効果は限定的となる。 現行、各府県においては、複数府県にまたがる広域的な事案について、個別事案の発生都度、関係府県間などでの連携により対応しているところであるが、消費者被害への対応は、各府県の消費生活センターの窓口での相談対応における事案の把握を通じ、広域的な事案に備えた連携体制を構築し、常日頃から広域的に網をかけることが重要である。 一方、広域的な事案については、経済産業局においても実施されており、二重行政となっている。 そのため、広域的な事案については、経済産業局が行うよりも消費者相談窓口があり、また、同じ相談窓口を持っている市町村との緊密な連携が可能である構成府県と一体的に事務を行うことができる関西広域連合が行うことで、広域的な消費者トラブルへの事業者の処分等について二重行政の解消を図ることができる。 なお、関西広域連合では、他分野においても、府県職員の広域連合職員の併任辞令の発令などにより、広域的な広域連合の事務と府県の事務を一体的に、効果的かつ効率的に実施し、二重行政にならないようしており、当該事務においても、そのような体制を構築することを想定している。 | 特定商取引に関する法律 第68条、第69条 特定商取引に関する法律施行令第19条 | 経済産業省 内閣府(消費者庁) | 関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県 | 【地方自治体による処分の効力の拡大について】 これまで特定商取引法に基づく都道府県知事の処分の効力は当該都道府県の区域内のみに及ぶ一方、主務大臣(経済産業局を含む。)が行う処分の効力は全国に効力が及ぶとされており例えば、近畿経済産業局が行う処分の効力は全国に及ぶものとされている。提案は、関西広域連合の処分の効力を関西広域連合に加入する府県の域外にも及ぼすことができることが前提となっているところ、提案について検討を行うに当たっては、現在の広域連合の制度上、そのようなことが許容されるのか等の点が検討されることが必要なものと認識。 | 提案実現に向け、広域連合制度の所管省庁とも調整のうえ、ご検討願いたい。 なお、平成22年12月28日の国出先機関の原則廃止に向けた閣議決定では、「出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本とする。」とされていることから、国出先機関である経済産業局の当該事務が「広域連合の制度上、許容されない」とは言えないのではないかと考える。 | |
| 54 | B | 地方に対する規制緩和 産業振興 | コージェネレーション設備に係る緑地率等の緩和 | 工場立地法施行規則第4条の「緑地以外の環境施設」として、コージェネレーション設備を追加すること。 | 【制度改正の必要性】 コージェネレーション(以下「コジェネ」という。)は天然ガス等を燃料として発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収する熱電併給型のエネルギーシステムである。熱と電気を効率よく利用できることで、省エネ、省CO2に非常に効果的であることに加え、分散型電源として電力需給対策や防災対策にも資するものである(コジェネのエネルギー効率は約75%~80%、従来システム(大規模発電所からの送電)のエネルギー効率は約40%)。 太陽光発電施設と同様、コジェネの設置実績も蓄積され2014年3月末時点で累計1,000万kW(原発10基分)を超えた。環境負荷低減技術も低NOX化を始めとし、騒音対策、振動対策等多岐に渡り実施されている。 長期エネルギー需給見通し(案)(平成27年6月)経済産業省長期エネルギー需給見通し小委員会事務局作成)では、2030年のコジェネの発電電力量は電源構成の11%(1,190億kwh程度)の導入促進を図るとしており、コジェネの推進は必須である。 埼玉県では分散型エネルギーの構築を進めており、コジェネを再生可能エネルギーとともにその重要な柱として位置付けている。そのため、工場立地法施行規則第4条(緑地以外の環境施設)にコジェネ設備を追加し、緑地面積率・環境施設面積率に算入することで、コジェネの普及を促進しようとするものである。 【支障事例】 市街地に立地する食品工場(神奈川県内)では、敷地が狭く、近隣の住民対策上もコジェネを設置できる場所が限られているため、コジェネに必要な面積(約70㎡、発電能力300kW)を確保できず、設置を見送ったケースがあった。 | 工場立地法施行規則第4条 | 経済産業省 | 埼玉県 | 工場立地法施行規則第4条の「緑地以外の環境施設」については、緑地に類する施設で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとして主務省令で定められているところである。 コージェネレーション設備については、そもそも工場内に設置する機器装置であり、また、ガスタービンやガスエンジンなどを使用していることで騒音や振動が発生するものであり、緑地に類するものとは考えられず、また、工場又は事業場の周辺の生活環境の保持に寄与するものとしても考えられない。 このため、コージェネレーション設備を「緑地以外の環境施設」に追加することは適当ではないと思われる。 | コージェネレーション設備にはガスタービン、ガスエンジン、燃料電池がある。ガスタービン、ガスエンジンは騒音振動が発生するが、パッケージ化することなどによる低騒音化技術開発が進められている。また、燃料電池は、騒音振動はほとんどない。 また、コージェネレーションは電気と熱を供給し、BCP(事業継続計画)対策にも貢献するものであることから、緑地以外の環境施設の判断基準として掲げられている災害時の避難場所に成りえる可能性があり、周囲の生活環境の保持に寄与するものであると考えられる。 コージェネレーションは再生可能エネルギーに比べ天候・時間帯に左右されない安定的かつ高効率な設備であり、再生可能エネルギーである太陽光発電施設と同様、発電の用に供されるものである。 しかし、提案記載の事例(関東コージェネレーション協議会からの開取りによる)のように既存の工場では搬入経路が取れないことから、緑地スペースに設置を検討せざるを得ない場合があり、緑地面積率を確保できないため設置を見送るケースもある(別紙参照)。 以上のことから「緑地以外の環境施設」として、コージェネレーション設備の明記をお願いしたい。 | 別紙(事例イメージ図) |

| <p><新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p> | <p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p> | <p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p> | <p>各府省からの第2次回答</p> |
|--|---|------------------------------------|---|
| | <p>【全国知事会】 関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式による検討を求める。</p> | | <p>【地方自治体による処分の効力の拡大について】 特定商取引法上、都道府県知事の処分権限は、当該都道府県の区域内に存在する法違反について処分するために都道府県の自治事務として認められている。一方、経済産業局の処分権限は、消費者庁の設置に伴い、特定商取引法の執行を消費者庁が一元的に行うこととされるとともに、消費者庁による行政処分等の際に、地方における当該事務に関して経済産業局が担うことができるよう、経済産業局長に権限委任されたものである。このため、同法の規定に基づく都道府県知事の処分の効力が当該都道府県の区域内のみにとどまっている一方で、経済産業局が行う処分等の効力は全国に及ぶとされているところである。</p> <p>同法の規定に基づく執行事務は、横断的観点からの法の企画立案(消費者保護の観点及び商取引一般の適正化の観点)と一体でなければならず、消費者庁による行政処分等の際に、経済産業局と密接に連携して取り組むことが必要である。</p> <p>なお、ご指摘の閣議決定(平成22年12月28日)は地方分権の一般的な基本方針を示したものであること、また、地方自治法上、広域連合が行う処分が一般的に全国に及ぶこととされていないことから、同法の規定に基づき経済産業局が行う当該事務を広域連合が行うことが制度上許容されることまで認めているものではない。</p> |
| <p>名古屋市</p> | <p>○ コージェネレーション設備を設置しようとする企業から、工場立地法に基づく届出の際、コージェネレーション設備が「緑地以外の環境施設」に含まれていないことにつき、改正の要望があった。</p> <p>【全国市長会】 提案の趣旨を踏まえ、環境政策の観点から、設備設置促進について検討を行うこと。</p> | | <p>環境施設について、工場立地法では、「緑地及びこれに類する施設で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとして主務省令で定める(工場立地法第4条第1項)」と定義している。</p> <p>緑地及び環境施設とは、「周辺の地域の生活環境の保持」の観点から整備されるものであるが、特に環境施設については、「周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとしてみた緑地に、機能の点で類似する施設」とし、その対象は、精神面での融和機能を有していることや、緩衝地帯としての機能を有していること(生産施設からの距離の確保)とされている。</p> <p>緑地以外の環境施設については、工場立地法施行規則第4条において、噴水、水流、池その他の修景施設、屋外運動場、広場、屋内運動施設、教養文化施設、雨水浸透施設及び太陽光発電施設が明記されている。</p> <p>これらはいずれも当該条件に適合しているものであるが、コージェネレーション設備は当該条件に適合していないものであると考えられる。</p> |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府 庁 | 提案団体 | 各府省からの第1次回答 | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | |
|------|------|------|---------------|---|--|----------------------------------|----------------|-------|--|---|------|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | 見解 | 補足資料 |
| 175 | A | 権限移譲 | 産業振興 | 工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限等の町村への移譲 | 工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限等の都道府県から町村への移譲 このため、周囲の環境と調和のとれる範囲で町村独自の企業支援施策を講じることができない状況にある。 工場の立地等産業の振興に取り組む町村が、地域の実情に応じた企業支援施策を展開するため、また、地方分権を推進する観点から、都道府県から町村への権限の移譲を求める。 なお、昨年の提案募集で新潟県聖籠町からの提案に係るやり取りの際に経済産業省から「条例制定権限を移譲する場合は、併せて必要不可欠」とされた経緯も踏まえ、工場立地法に係る事務(届出受理、審査、必要な場合には勧告、変更命令、罰則適用)についても、併せて移譲を求める。 | 工場立地法第4条の2、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条等 | 経済産業省 | 全国町村会 | 工場立地法の条例制定権限の移譲については、平成22年に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づく「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第2次一括法)において、市まで権限を移譲する改正を行ってきたところである。 また、平成26年の地方分権改革に関する提案募集においては、新潟県聖籠町から条例制定権限を町村まで移譲すべきとの提案があったが、企業立地促進法に基づく基本計画において企業立地重点促進区域として工業団地等が位置付けられていれば、町村であっても条例を制定することができることから、現行法令により対応可能としたところである。 今回は全国町村会からの要望であり、全ての町村に条例制定権限を移譲すべきとの提案であり、町村における行政規模、行政コスト、行政効率の観点も踏まえた上での提案であると考えられることから、提案の実現に向けて必要な対応を検討することとした。 | 提案の実現に向けて、積極的な対応を求める。 | |
| 106 | A | 権限移譲 | 産業振興 | 工場立地法における緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権及び届出等の事務の町村への移譲 | 【制度改正の必要性】 企業立地促進法の基本計画へ位置付けがない区域において緑地面積率等の緩和を行う場合には、基本計画への区域の位置付けを県に提案し、さらに、県において変更作業を行い、かつ経済産業大臣の協議・同意を得た上でなければ、緑地面積率等緩和のための条例が制定できない。こうしたことから、企業ニーズに対応した迅速な措置を講ずることが町村では困難となっている。 市と比較すると、スピード感に欠けることから、町村の条例制定権の拡大を求めるものである。 市の場合、周辺環境との調和をより向上させる必要がある区域については、工場立地法により緑地面積率等を独自に設定することが可能であるが、町村の場合、現行制度では緑地面積率等の独自設定は不可能となっている。 現行制度では、工場立地法により、県が町村をカバーした条例を制定することも技術的に可能であるが、地域の実情に応じたきめ細かな対応を行うためには、基礎自治体である町村の条例制定権の拡大が必要である。 | 工場立地法第4条の2、第6条～第10条 | 経済産業省 | 栃木県 | 工場立地法の条例制定権限の移譲については、平成22年に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づく「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第2次一括法)において、市まで権限を移譲する改正を行ってきたところである。 また、平成26年の地方分権改革に関する提案募集においては、新潟県聖籠町から条例制定権限を町村まで移譲すべきとの提案があったが、企業立地促進法に基づく基本計画において企業立地重点促進区域として工業団地等が位置付けられていれば、町村であっても条例を制定することができることから、現行法令により対応可能としたところである。 今回は貴県とは別に全国町村会からも要望があり、全ての町村に条例制定権限を移譲すべきとの提案であり、町村における行政規模、行政コスト、行政効率の観点も踏まえた上での提案であると考えられることから、提案の実現に向けて必要な対応を検討することとした。 | 栃木県内では平成26年度に3市が条例を制定するなど、条例制定の動きが広がっており、県内の町の中でも緑地面積率について地域準則の制定を検討する動きがある。 全国町村会の要望があることから、スピード感を持った対応ができるよう、工場立地法における緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権等の町村への移譲の早期実現をお願いしたい。 | |

| ＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 | 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項) | 各府省からの第2次回答 |
|--|---|---|--|
| <p>伊豆の国市、島根県、大分県</p> <p>○ 工場の立地等産業の振興に取り組む町村が、地域創生の観点から地域の実情に応じた企業支援施策を展開するため、また、地方分権を推進する観点から、都道府県から町村への権限の移譲が必要と考える。</p> <p>現行制度では、工場立地法により、県が町村をカバーした条例を制定することも技術的に可能であるが、地域の実情に応じたきめ細かな対応を行うためには、基礎自治体である町村の条例制定権の拡充が必要と考える。</p> <p>企業立地促進法の基本計画へ位置付けがない区域において緑地面積率等の緩和を行う場合には、基本計画への区域の位置付けを町村から県に提案し、さらに、県において変更作業を行い、かつ経済産業大臣の協議・同意を得た上でなければ、緑地面積率等緩和のための条例が制定できない。</p> <p>こうしたことから、企業ニーズに対応した迅速な措置を講ずることが町村では困難となっている。</p> <p>なお、県内町村からも、緑地率緩和に向けた要望が寄せられている</p> | <p>【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、緑地面積率等に係る地域準則の条例制定の主体に町村を追加するべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。</p> <p>【全国町村会】 提案の実現に向けて、積極的な対応を求めらる。</p> | <p>○ 年末の閣議決定及びその後の法改正のスケジュールに間に合うよう、工場立地法検討小委員会での議論等、法改正に当たって必要な手続を速やかに開始していただきたい。</p> <p>○ 上記手続の進捗状況等について、適宜、事務局に情報提供いただきたい。</p> | <p>提案の実現に向けた必要な対応について、年末の閣議決定及びその後の法改正のスケジュールに間に合うよう、内閣府とも相談しながら実施することとした。</p> |
| <p>伊豆の国市、島根県、大分県</p> <p>○ 工場の立地等産業の振興に取り組む町村が、地域創生の観点から地域の実情に応じた企業支援施策を展開するため、また、地方分権を推進する観点から、都道府県から町村への権限の移譲が必要と考える。</p> <p>現行制度では、工場立地法により、県が町村をカバーした条例を制定することも技術的に可能であるが、地域の実情に応じたきめ細かな対応を行うためには、基礎自治体である町村の条例制定権の拡充が必要と考える。</p> <p>企業立地促進法の基本計画へ位置付けがない区域において緑地面積率等の緩和を行う場合には、基本計画への区域の位置付けを町村から県に提案し、さらに、県において変更作業を行い、かつ経済産業大臣の協議・同意を得た上でなければ、緑地面積率等緩和のための条例が制定できない。</p> <p>こうしたことから、企業ニーズに対応した迅速な措置を講ずることが町村では困難となっている。</p> <p>なお、県内町村からも、緑地率緩和に向けた要望が寄せられている</p> | <p>【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、緑地面積率等に係る地域準則の条例制定の主体に町村を追加するべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。</p> <p>【全国町村会】 提案の実現に向けて、積極的な対応を求めらる。</p> | <p>○ 年末の閣議決定及びその後の法改正のスケジュールに間に合うよう、工場立地法検討小委員会での議論等、法改正に当たって必要な手続を速やかに開始していただきたい。</p> <p>○ 上記手続の進捗状況等について、適宜、事務局に情報提供いただきたい。</p> | <p>提案の実現に向けた必要な対応について、年末の閣議決定及びその後の法改正のスケジュールに間に合うよう、内閣府とも相談しながら実施することとした。</p> |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 根拠法令等 | 制度の所 管・関係府 省庁 | 提案団体 | 各府省からの第1次回答 | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | |
|------|------|--------------|-------------------------------|---|--|---|---------------------|------|--|--|------|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | 見解 | 補足資料 |
| 291 | B | 土地利用(農地除制緩和) | 開発許可に係る技術基準の緩和(緑地帯その他の緩衝帯の配置) | 都市計画法第33条第1項第10号に規定する緑地帯その他の緩衝帯の設計基準について、工場用地を目的とする開発行為であって、工場立地法第4条第1項の規定に基づき公表する工場立地に関する準則第4案に規定する環境施設の配置基準を満たす設計がなされている場合は適用を除外する。 | 【制度改正の経緯・必要性】 開発許可制度においては、良好な宅地水準を確保するため都市計画法第33条で技術基準が規定されている。この内、一定規模以上の工場用地の造成にあたっては、同条第1項第10号の規定により、開発区域の境界にそってその内側に造成規模に応じた緑地帯等の設置が求められている。 一方、工場立地法における緑地及び環境施設の設置については、敷地面積に対する緑地等の割合による総量基準が基本である。また、その割合は、全国的な基準として国準則が定められているものの、基準の緩和について都道府県及び市に条例制定権が付与されている。 工場敷地内の緑化に関してこの2つの設置規定が存在する状況において、都市計画法施行令第28条の3ただし書きや工場立地法との整合性を考慮する旨を記載した開発許可制度運用指針はあるが、基本的には、工場立地法の基準を満たしても、都市計画法上、緑地帯等の設置が、位置・幅員を特定された上で求められる。しかし、工場立地法の基準を満たすことで、周辺環境の悪化防止という都市計画法の趣旨は達成されると考えられることから、都市計画法に規定する緑地帯等の設計基準において、工場立地法に係る適用除外規定を設けることを提案する。 【制度改正の効果】 現在、開発許可による造成を念頭に既設工場の敷地拡張が計画されている。拡張予定区域の周辺に家屋がないことから、工場立地法に基づく限りでは多様な緑地確保の手法が想定されるが、都市計画法の規定に即した位置・幅員に基づく緑地帯等を配置する必要がある。制度改正が実現すれば、開発区域の実態に即した弾力的な開発行為の誘導が可能となると考える。 | 都市計画法第33条第1項第10号、都市計画法施行令第28条の3、都市計画法施行規則第23条の3、工場立地法第4条第1項第1号、工場立地法第2～4条 | 国土交通省、経済産業省 | 栄町 | 都市計画法施行令第28条の3は、騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれのある予定建築物等について、周囲の環境に与える悪影響を防止するため、開発区域の境界に沿って内側に一定の幅員以上の緩衝帯を設置することとする基準である。 このため、工場立地法に基づく規制により敷地内における緑地等の面積が一定規模以上確保される場合であっても、予定建築物の用途、周辺の状況等を勘案して、騒音、振動等から周辺の環境を保全するという観点から、開発区域の境界に沿って内側に一定の幅員以上の緩衝帯を設置することが必要な場合があるため、一律に適用除外とすることは不適當である。 一方、開発許可権者が、予定建築物の用途、周辺の状況等を勘案して、工場立地法に基づく緑地、環境施設の設置等により、本基準と同等の水準の緩衝機能が確保され、騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれがないと認められる場合には、本基準を適用しないことも可能である。 | 本提案は、新たな産業の誘致ないし既存工場の拡張を開発行為による手法を用いて造成しようとする場合に、緑地等の配置や規模の基準に関し、工場立地法の基準に統一されることを望むものである。 第1次回答に示されたとおり、都市計画法施行令第28条の3に規定する緩衝帯の設計基準が周囲の環境に与える悪影響を防止することを目的としていることについては理解できる。 他方、工場立地法も工場立地の推進と地域環境の保全の観点から法制化されたもので、同法で規定されている緑地等の配置や規模等の基準はこの目的に即したものであると捉えている。 つきましては、国内工場の海外移転を防ぐ観点、地域の経済振興や雇用の創出を回り人口減少を食い止める観点などを踏まえ、本提案に沿って再度検討していただきたい。 | |

| <p style="text-align: center;">＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞</p> | <p style="text-align: center;">全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見</p> | <p style="text-align: center;">提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p> | <p style="text-align: center;">各府省からの第2次回答</p> |
|---|--|--|---|
| <p>鳥取県、いわき市、越谷市、春日井市</p> <p>○現在、開発許可による造成を念頭に新工場の立地が計画されている。周辺に家屋があるため、都市計画法の規定に即した幅員に基づく緩衝帯を配置する必要がある。緩衝帯の面積は工場立地法の基準以上になっている。</p> <p>○工場立地法の規定を満たしても、都市計画法の規定を満足できないために、工場立地が妨げられるという齟齬が生じている。工場立地法を特定工場を対象とした特別法として位置づけることにより、都市計画法の規定における工場立地法に係る適用除外を設けることに賛同する。これにより土地の有効利用が促進される。</p> <p>○都市計画法第33条第10号で定められている基準(1ha以上の開発で4m以上の緩衝帯の設置)により、工場立地法の基準より大幅に超えた緑地の設置が必要となり、計画変更を迫られ、工期が遅れた事例が、平成26年に1件あった。</p> <p>○都市計画法では、騒音や振動による環境悪化を防止するために緑地等の緩衝帯を整備することとなっているが、工場立地法においても、環境施設の設置基準として周辺の環境保持に最も寄与するように行うことが基準として定められており、都市計画法で規定する目的は果たしており、二重の規制は不要と考える。</p> <p>○開発許可を受けた造成地(10ha以上)において、緑地帯その他の緩衝帯として配置された部分を工場立地法に該当しない建築物の場合、乗入口として利用したいので撤去できないか等の相談を受け、開発許可で設置された緑地帯を永続的に担保するための対応に苦慮している。このようなことから、緑地等の位置付けや配置等に関して都市計画法及び工場立地法において明確にする必要があると考える。</p> | <p>【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を尊重されたい。(第1次回答において、本基準を適用しないことも可能である旨の記載があるが、どのような場合に適用除外になるのか基準を明確化していただきたい。</p> | <p style="text-align: center;">/</p> | <p>開発許可において緩衝帯の設置を求める基準の趣旨は、開発許可の申請段階(用地造成の前段階)においては、予定建築物の具体的な計画(施設の規模、設置される機械の種類等の具体的な騒音源、震動源等)が必ずしも明らかでないことから、あらかじめ騒音、振動等に対する公害対策のための余地を残しておくという観点によるものである。</p> <p>一方、工場立地法に基づく届出は、具体的な工場の整備計画に基づき、着工段階において行われるものであるため、仮に工場立地法の適用を前提に一律に緩衝帯の設置基準を適用除外とした場合、開発行為完了後に用途変更や開発区域の分割が行われる場合など、結果的に工場立地法の適用除外となり、周辺環境の保全のために必要な措置が講じられないといった支障も考えられることから、工場立地に関する準則を満たす場合に一律に緩衝帯の設置基準を適用除外とすることは困難である。</p> <p>緩衝帯の設置基準と工場立地法との関係については、現行の開発許可制度運用指針において、「開発行為の目的が工場用地とするものである場合には、工場立地法に基づく「工場立地に関する準則」の運用と齟齬をきたさないように十分配慮する必要があること」、「開発許可の基準の趣旨は緑地帯その他の緩衝帯の配置に関し、同準則を上回って求めている趣旨ではないこと」などの考え方を明記しており、前回答のとおり、開発許可権者が、予定建築物の用途、周辺の状況等を勘案して、工場立地法に基づく緑地、環境施設の設置等により、本基準と同等の緩衝機能が確保され、騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれがないと認める場合には、本基準を適用しないことも可能である。</p> <p>上記のような運用指針の趣旨の一層の明確化を図ること等について検討するため、本基準の運用実態や地方公共団体の意向等を調査する。</p> |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府 庁 | 提案団体 | 各府省からの第1次回答 | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | |
|------|------|------|---------------|--|---|--|----------------|------|---|---|------|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | 見解 | 補足資料 |
| 302 | A | 権限移譲 | 産業振興 | 企業立地促進法に基づく基本計画の作成にあたり、指定都市の市域内のみを対象とする基本計画については、これまで都道府県と連名で行っていた協議申請を、指定都市単独で申請ができるようにすることを求める。 あわせて、事業者が各種支援措置を受けるために必要な「企業立地計画」及び「事業高度化計画」の承認権限を、都道府県から指定都市に移譲することを求める。 | 【制度改正の必要性】 企業立地促進法に基づく基本計画について、指定都市の市域内のみを対象とする基本計画においては、指定都市のみが事務局となり、基本計画を作成しているケースが見受けられる。 計画の策定にあたり、インフラ整備や農地転用等の企業立地に関する手続き等、都道府県が実施する必要があるため、都道府県を委員とした地域産業活性化協議会における協議を経て作成している。協議会の委員に都道府県が加わっていることで、計画策定について都道府県が関与できる機会は確保されている。 また、事業者が同法に基づく各種支援措置を受けるためには、「企業立地計画」または「事業高度化計画」を都道府県知事に提出し、その承認を受ける必要がある。しかし、承認事務については都道府県単独で行われて市町村に情報提供がなされないため、県市の情報共有について問題がある。 【支障事例】 昨年度末で基本計画の期限が終了するため、新規計画の策定に向けて県と協議を行ったが、原案の作成から国への協議提出まで約9か月を要した中で、うち相当の時間を県との事前調整(計画内容の説明、県担当部署への意見照会)に費やしている。 また、「企業立地計画」及び「事業高度化計画」の承認過程において、基本計画を策定した指定都市側との協議の場が制度化されていない。市域内における企業支援施策を推進するため、これらの計画の承認を基本計画を策定した指定都市に権限移譲し、企業の事業計画等の情報一元化を図る必要がある。 | 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条、第14条及び第16条 | 経済産業省 | 千葉市 | 企業立地促進法に基づく基本計画は、同法第5条第1項により、市町村と都道府県が共同して、地域産業活性化協議会における協議を経て作成することとしているが、これは、企業立地等による産業集積の形成及び活性化を図る上で重要な事業規模やインフラ整備(道路、港湾、工業用水道等)、農地転用等の企業立地に関する手続き等、事業環境の整備について、その多くを都道府県が実施(又は関与)しているためであり、市町村と都道府県が密接な連携と適切な役割分担を図り、効果的かつ効率的な政策展開を実施していくためにも、基本計画を市町村と都道府県が共同して作成することが必要である。 | 指定都市においては、例えば「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第4次一括法)」(平成26年法律第51号)にて、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に関する都市計画の決定権限や、工業用水の採取許可にかかる権限など、産業集積を図る上で重要な事業についての権限が多く移譲されている。 また、農地転用については第5次一括法により4ヘクタールを超える農地転用に係る事務・権限に関しても指定市町村(農地転用許可制度を適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしている大臣が指定する市町村)に移譲される見込みである。 このように、指定都市においては一般の基礎自治体とは異なり、企業立地促進法の基本計画の推進に必要な権限が多く移譲されてきている。 また、都道府県との協議においては、都道府県を委員とした地域産業活性化協議会において、計画内容の同意が得られるよう、都道府県の関係部署と議論がされており、都道府県と指定都市との密接な連携と適切な役割分担は十分に図られていると言える。 指定都市の市域内のみを対象とする基本計画においては、指定都市が単独で協議申請できるようにすることにより、計画策定の迅速化、及び効率化が図れるところであり、また、「企業立地計画」及び「事業高度化計画」の承認権限の指定都市への移譲により、情報の一元化が図れることから、改めてご検討頂くことをお願いしたい。 | |
| 123 | A | 権限移譲 | 産業振興 | 中心市街地活性化法における大規模小売店舗の立地指定権限等の中核市への移譲 | 【支障事例】 今後、松山市の中央商店街で再開発に関する協議会を設立し、当市も協力して当該事業を進めていく予定であり、その他の区域でも再開発の相談を受けている。 再開発は、商業施設の建設は必要不可欠であり、中心市街地の活性化に関する法律(以下、法という。))にある第一種特例区域、第二種特例区域の指定が有効であると考えているが、指定までには、①協議会を設置して市が指定区域案を作成し、住民に対し説明会を行った上で、指定要請を県に提出し、②県が審議会で意見を図る等している。 法第37条6項等で都道府県等は、特例区域案の作成に当たって必要なときは聴会等の住民等の意見を反映させる措置を講じる旨記載されているが、県の方針で住民への説明会は市で行うとされており、説明会を開いたうえで、県へ指定要請を行っているものである。現在、当市では3カ所が第2種特例区域となっているが、要請した区域案と全て同じであり、効率が悪く、迅速に進めていきたい。 例えば、平成26年度に第2種区域を指定要請した際には、要請から県の指定まで2か月強かかった(2月24日要請→5月1日指定)が、当市に権限が移譲されていれば、協議会で県の審議会と同様の議論を行うなど工夫することで、1カ月短縮することができた。 【必要性・解消策】 再開発と特例手続きを当市で一括して進めていくことで効率的な事業実施が可能であり、ひいてはコンパクトシティの実現にもつながるため、特例区域の指定に係る権限を中核市に移譲してほしい。特例の実施は基本計画にも記載し、同意を得ているのであるから、中核市で実施して問題ないものとする。 なお、その前提として、本則である大店法の届出等も中核市への移譲も併せて求める。 | 中心市街地の活性化に関する法律第37条、38条、39条、65条 大規模小売店舗立地法第5条、6条、8条、9条等 | 経済産業省 | 松山市 | 大規模小売店舗立地法(以下「大店立地法」という。))は、大店立地法第5条において、大規模小売店舗を新設する者の届出先となる当該法の運用主体を、「ある程度広範な地域を俯瞰し、場合によっては複数の他の事例と比較しながら、影響の評価、対処方針の検討等を客観的にに行い得る主体である事が必要である」とする観点から、都道府県及び政令指定都市としている。 中心市街地の活性化に関する法律(以下「中活法」という。))に規定される第一種特例区域及び第二種特例区域は、中心市街地の全部又は一部について、大規模小売店舗の迅速な立地を促進することにより中心市街地の活性化を図ることが特に必要な区域であることから、大店立地法の特例を受けることができる区域として規定されている。 この中活法に定める特例区域を設定する手続きについては、中心市街地に立地する大規模小売店舗、当該大規模小売店舗が立地する市町村のみならず近隣市町村へ影響を及ぼすことが想定されるため、大店立地法の法益を保護する観点から特例区域を定めることのできる主体として都道府県及び政令指定都市を規定しているところである。 なお、地方分権の観点から、地方自治法第252条の17の2により、都道府県知事があらかじめ市町村の長に協議をし、条例を定めることにより、都道府県の事務の一部を市町村に移譲することができることとなっている。 松山市におかれましては、本規定に基づき、ご要望の中活法および大店立地法における権限移譲につきましては、愛媛県と協議して頂きたい(大店立地法上の権限についても、既に秋田市、宇都宮市等の一部の中核市を含む市町村に対し移譲されている状況にある。) なお、地方自治法第252条の17の2に基づき、大店立地法の権限についても市町村に移譲し、得ることについては、自治体と当省との間で定期的に意見交換を行うブロック会議(全国6ブロックごと、毎年1回開催)等の場を通じて、周知していくこととした。 | 大規模小売店舗の新設等の届出については、隣接する市町村に及ぼす交通渋滞、交通安全、騒音等の影響への配慮が必要と考えるが、市内中心部に位置する中心市街地での大店立地法の特例区域の指定に関しては、近隣市町村への影響は想定されないものと考えている。 また、現行は都道府県及び政令指定都市が運用主体となっているが、指定都市の中には中核市より面積の小さい都市もあるなど、中核市が運用主体となり得ないとは考えていない。 県条例による事務処理特例での移譲についても愛媛県と協議しているが、本提案については、中核市における中心市街地への商業施設の集積によって、人口減少への対策やコンパクトシティの推進に資するものと考えており、法改正による権限移譲について、積極的な検討をお願いしたい。 | |

| <p><新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p> | <p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p> | <p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p> | <p>各府省からの第2次回答</p> |
|--|--|--|---|
| | <p>【全国知事会】 関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式による検討を求め 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p> | | <p>工場立地法における集積区域設定に当たっては、「国土形成計画や農業振興地域整備計画、都市計画等の各種土地利用に関する計画又は方針との整合性の確保を図るとともに、都市機能の無秩序な拡散を招かないように十分配慮することや自然環境保全上重要な地域への十分な配慮が必要である。(地域における産業集積の形成及び産業集積の活性化の促進に関する基本的な方針 第2号(1))」としている。</p> <p>特に、自然環境保全上重要な地域への十分な配慮については、「自然公園法に規定する自然公園地域、自然環境保護法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律に規定する生態系等保護区等の環境保全上重要な地域については、集積区域の設定を行わないよう配慮すること。(企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律実施要領 第1 2. ④)」としており、これらの多くは、都道府県知事の権限となっているものである。</p> <p>このため、指定都市の区域内における基本計画であったとしても、都道府県と指定都市が共同して作成することにより、より適切な基本計画の策定が可能になると考えている。</p> <p>なお、国においては、同意協議の迅速化を図る観点から、事前審査・事前協議は原則行わないこととするなどの対応を既に実施(平成27年2月10日 事務連絡)しているところである。</p> |
| | <p>【全国知事会】 関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式による検討を求め。 【全国市長会】 中核市の現状について十分に確認の上、手挙げ方式による移譲も含め検討すること。 なお、人員確保・体制整備のための十分かつ確実な財政措置が必要である。</p> | <p><中核市への権限移譲に関するアンケート調査結果を踏まえた考え方について></p> <p>○ 大規模小売店舗立地法(以下「大店立地法」)の届出に関する事務処理と中心市街地活性化法の特例区域の指定に関する事務処理や権限を中核市へ移譲することについて、今回実施したアンケートの結果、権限移譲を求める中核市は極めて少数(※)であったことから、中核市に対して一律に権限移譲の必要性は認められない。</p> <p>※ 中核市42件の回答のうち、 ・大店立地法の届出に関する権限移譲: 希望する1件、希望しない29件 ・中心市街地活性化法の特例区域指定に関する権限移譲: 希望する3件、希望しない21件</p> <p>○ 法律による移譲は、事務処理特例制度とは財政措置、条例制定権限の移譲の可否などの点で異なるため、法律による移譲を検討いただきたい。</p> <p>○ 中心市街地活性化法に規定する特例区域の指定権限について、大規模小売店舗立地法の事務・権限と分離して移譲することに具体的な支障がないのであれば移譲すべきではないか。</p> <p>○ 「広汎な地域を鳥瞰し、場合によっては複数の事例と比較しながら、影響の評価、対処方針の検討等を客観的に行い得る主体」として都道府県・指定都市が権限主体とされているが、中核市には指定都市より広汎な面積を有する市も多数あり、中核市においても広汎な地域を鳥瞰し対応することが可能であると考えられるため権限移譲すべきと考え、この場合具体的な支障はあるのか。</p> <p>○ 近隣市町村との調整については、現在事務を実施している指定都市において、立地店舗が市境から一定距離以内の場合に情報提供して対応している例もあり、中核市でも同様の運用をすることで対応可能なため、中核市まで権限移譲すべきではないか。</p> <p>○ 現在、両法の事務・権限について、移譲希望を内閣府と経済産業省とが共同で調査しているが、その結果を踏まえ、中核市への一律移譲を検討いただきたい。</p> <p>その際、提案団体が特に望んでいる中心市街地活性化法上の指定権限の移譲について前向きに検討いただきたい。</p> | <p><政令指定都市ではなくとも中核市が運用主体になり得るという指標について></p> <p>○ 大店立地法制定時からの法遵指において、大店立地法及び中心市街地活性化法特例制度の運用主体を都道府県及び政令指定都市としているのは、以下2点の理由による。</p> <p>① 広汎な地域を鳥瞰し、影響の評価、対処方針の検討等を客観的に行い得る ② 法運用機会が多く、実務経験や知見の蓄積の観点から効率的である</p> <p>○ 政令指定都市と中核市では、特に②に差異があると考えられ、実際に、この15年間の実績を見ると、政令指定都市と中核市のそれぞれ平均の大店立地数(大店立地総数/市数)は2.7倍であり、有意な差があると考えられる。</p> <p>○ 以上を踏まえると、大店立地法の届出と中心市街地活性化法の特例区域指定に関する事務処理や権限について、中核市であることをもって移譲するのは適切ではないと考える。</p> <p><中心市街地活性化法の特例区域の指定権限について、大店立地法の事務・権限と分離して移譲することについて></p> <p>○ 中心市街地の活性化における大規模小売店の立地促進のために大店立地法の手続きを簡素化・適用除外とする中心市街地活性化法の特例区域の指定については、上述の大店立地法と同様の考えから、運用主体を都道府県及び政令指定都市としているところ。</p> <p>○ また、大店立地法による大規模小売店の立地による周辺地域の生活環境への配慮という法益と中心市街地活性化法の中心市街地の活性化という法益の比較衡量による判断が必要であり、本来、同一の行政庁によって運用されることが望ましい。</p> <p>○ アンケート結果からも、効率性等の観点から、大店立地法の届出と中心市街地活性化法の特例区域の指定に係る事務はセットにすべきといった意見が、特に都道府県から少なからずあった。以上を踏まえると、両法事務を切り離しての移譲を検討することは不適當であると考えられる。</p> |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府 庁 | 提案団体 | 各府省からの第1次回答 | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | |
|------|------------|------|--|--|--|---|----------------|------|--|--|------|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | 見解 | 補足資料 |
| 324 | 地方に対する規制緩和 | 産業振興 | 大規模小売店舗立地法における店舗面積当たり日來客数及び自動車分担率の原単位の緩和 | 店舗面積当たり日來客数と自動車分担率について、東京都の特別区内における原単位の扱いを、既成市街地でも適用できるように、指針の基準を見直す。 | 【改善すべき指針の根拠条文】 大規模小売店舗立地法第4条第2項二号イ駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項 【指針改正の内容】 駐車需要の充足等交通に係る事項①駐車場の必要台数の確保について、注2)“東京都の特別区内に当該店舗が存在する場合は、「日來客数」については「人口40万人以上」の「自動車分担率」については「人口100万人以上」の原単位を用いるものとする。”を都市計画法による既成市街地部分にも適用する。 【指針の改正の必要性】 本指針の基準によれば、既成市街地における公共交通が充実した駅前地区であっても、東京都の特別区以外では、より多くの駐車台数確保が必要なため、効率的な再開発が進まない要因の一つとなっている。 本指針には、「地域の事情は多種多様であることから、法運用主体が弾力的に判断し、運用を行うことが期待されているところである。その場合において法運用主体は、需要調整的な運用を行うことはもちろん、本指針の趣旨から合理的ではない負担を設置者に求めるようなことがあってはならず、また、運用の公平性、透明性が確保されるよう、地域の基準を予め明らかにすることが必要である。」と明記されるも、緩和の基準には「東京都の特別区内に当該店舗が存在する場合」と、区域のみが示されているため、前述した地区であっても地区特性に適した対応がなされず、運用の公平性、透明性が確保できていない。 結果として、大規模小売店舗立地法の目的(第1条)である国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することが進まないことから、本指針についても、より地域の事情を反映した弾力的な運用が進められるよう基準の見直しが必要と考える。 | 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成19年2月1日経済産業省告示16号) 注2)「人口」とは、立地市町村の行政人口をいう。(「C.自動車分担率」について同じ。)なお、東京都の特別区内に当該店舗が存在する場合は、「日來客数」については「人口40万人以上」の、「自動車分担率」については「人口100万人以上」の原単位を用いるものとする。 | 経済産業省 | 三鷹市 | 大規模小売店舗立地法(以下、「大店立地法」)は、定量的、一律の規制内容を定め、それを運用すれば足りるスキームではなく、法の運用主体が大規模小売店舗の立地に伴う広域的な生活環境への影響を客観的に評価する必要があるなど、地域の実情に応じ弾力的に判断し、運用していくことが必要。 大店立地法においては、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため、設置者が配慮することが求められている具体的な事項を示すため、指針が定められている。 要望頂いている大規模小売店舗の設置者が確保すべき駐車場必要台数については、算出式等を指針の中で示しているが、併せて、自動車・公共交通機関等の利用状況等の地域の実情に応じて、大店立地法の運用行政である都道府県等において地域の基準を定めて運用することもできることとされている。既に一部の県・市では独自の基準を設けているところ。 三鷹市において、確保すべき駐車台数の緩和を実現したいのであれば、東京都の基準を定めるように、東京都と協議して頂きたい。 なお、都道府県等において、地域の実情を反映した地域の基準を設けることができることについては、自治体と当省との間で定期的に意見交換等を行うブロック会議(全国6ブロックごと、毎年1回開催)等の場を通じて、周知していくこととした。 | 一例として、東京都大規模小売店舗立地審議会による東京都における大規模小売店舗の必要駐車台数の「地域の基準」に関する答申によると、指針の運用として駐車必要台数の地域基準は策定しないと結論付けられており、本指針の趣旨の反映には至っていない。 一方で、東京都では、都市計画区域マスタープランによりゾーンごとの将来像を定め、身近な圏域では、交通結節点などを中心に、市街地を集約型の地域構造へ再編することとしており、大規模小売店舗立地法についても地域の実情を踏まえた運用が今後ますます必要になるものと思慮される。 については、合理的ではない負担を設置者に求めることのないよう、また、運用の公平性・透明性が確保されるよう、地域の基準を予め明らかにし、本指針の趣旨である地域の事情を反映した運用がより一層図られるよう、国からも法運用主体に働きかけられた。 | |
| 64 | 地方に対する規制緩和 | 産業振興 | LPガス新型バルクローリに係る高圧ガス保安法上の許可を受けなければならない義務の廃止 | LPガス新型バルクローリ※1について、民生用は液石法※2の充てん設備の許可を受け、工業用は高圧ガス保安法(高圧法)の移動式製造設備の許可を受けて使用されているが、適用される技術基準は同等であり、一部の規定は液石法が優先して適用されることから、高圧法の許可を不要とする。 具体的には、新型バルクローリについて液石法の許可を受けたものとみなす規定を液石法又は高圧法に規定する制度改正を提案する。 ※1 LPガスをタンクに充てんするためのポンプを有するタンクローリで、一定の安全装置等を備えるもの ※2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 | 【提案理由、規制緩和の必要性】 LPガスの新型バルクローリは、主に民生バルク貯槽(アパート、飲食店等)に供給されており、この場合、液石法の許可(第37条の4第1項)を受けて使用されている。一方、工業用(工場等への供給)に使用する場合は、別途、高圧法の許可(第5条第1項)が必要とされている。しかし、実質的には、いずれの場合も新型バルクローリは液石法の規制の下で安全に使用されており、十分保安が確保されている。 このため、新型バルクローリについて液石法の許可を受ければ、高圧法の許可を受けたものとみなす規定を液石法又は高圧法に規定する制度改正を提案する。 【具体的な支障事例】 事業者は、高圧ガス保安法に基づく申請の手数料20,100円(許可申請及び完成検査)及び申請書の作成(A4紙ファイル1冊分)が負担となっている。 【期待される効果】 手続きの1本化による事業者負担の軽減 | 液石法 第37条の4第1項 高圧ガス保安法 第5条第1項(又は第14条第1項) | 経済産業省 | 富山県 | 本件(新型バルクローリを使用して充てんする場合)にあっては、高圧法に基づく許可の要件は、複数の容器を設置している容器置場での充てん作業が想定されるため、液石法の要件と同等ではなく、「液石法の許可を受ければ、高圧法の許可を受けたものとみなす」とはできないが、許可申請に当たり高圧法と液石法とで重複する添付書類については、事務処理を軽減する方向で検討したい。 | 重複する添付書類を省略可能とすることにより事業者の事務的な負担は一定程度軽減されることとなるが、金銭的な負担は軽減されない。 実際の作業において、新型バルクローリから充てんするという行為自体は民生用と工業用で同じと考えられることから、許可申請の審査基準のうちソフトの基準(充てん作業の基準)の取り扱いを高圧法と同等にするなどしたうえで、手続きを液石法に1本化することが望ましいのではないかと考える。 | |

| <p><新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p> | <p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p> | <p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p> | <p>各府省からの第2次回答</p> |
|--|---|--|--|
| | <p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p> | | <p>大店立地法の指針において、大規模小売店の立地にあたって確保すべき駐車場の必要台数の算出式等を定めているものの、地域における自動車の需要は様々であり、要望頂いた三鷹市の様に、東京都の特別区ではないが、特別区相当の公共交通の利用があり、駐車場の必要台数について、指針上の基準を当てはめることが地域の実情に合わないというところもあるため、平成17年の指針改定において、都道府県等による地域基準の策定を認めている。</p> <p>現在10市・県において地域基準が策定・運用されていることが確認されており、地域の実情を反映した法の運用の観点からも、本件については東京都等とも意見交換をしていきたい。</p> |
| <p>青森県、堺市、熊本県、大分県、栃木県、高知県</p> | <p>【全国市長会】 提案の趣旨について、十分に検討すること。</p> | <p>○第1次ヒアリングにおいて、「高圧ガス保安法の許可については、液化石油ガス法の許可よりもハード面についてチェック項目が多く、ソフト面の許可も必須となっているため、後者の許可を受けることで前者の許可を受けたこととみなすことは難しい」との御説明があったが、第1次ヒアリングで指摘したとおり、逆に、民生用・工業用両方の許可を同時に受ける場合には、高圧ガス保安法の許可を受けることにより、液化石油ガス法の許可を受けたものとみなすことは法的に可能なのかも併せて御回答いただきたい。</p> <p>○第1次ヒアリングにおいて、「添付書類について液化石油ガス法でつければ高圧ガス保安法の場合には不要とするような事務処理を軽減するような方向で検討する」との御説明があったが、手数料が2重にかかると2本申請が出てくることにより地方公共団体が2回審査しなければならぬ問題は解消されない。</p> <p>現在、経済産業省の審議会において検討を進めている「規制のスマート化」「規制間の整合化」という観点からも、液化石油ガス法と高圧ガス保安法の許可手続を整理・合理化すべきではないか。</p> | <p>そもそも液化石油ガス法の充てん設備として許可申請される「新型バルクローリー」は、一般住宅街でも安全に充てん作業が行えるよう設計された機能が付加されたものであり、工業用として用いることも可能ではあるものの、主として民生用として用いることを想定しており、まずは液化石油ガス法において許可を受けることが必要と考えている。</p> <p>特に、液化石油ガス法では、「新型バルクローリー」について、当該設備の技術基準の他に、液化石油ガスの充てん作業の技術上の基準(同法第37条の5、同法施行規則第72条)を液化石油ガス法では規定(例えば、充てん作業中は火気厳禁の標識を掲げることや充てん作業時における留意点を規定)しており、液化石油ガス法の体系の中で許可にかからしめていくことが必要であると考えている。</p> <p>また、液化石油ガス法では、液化石油ガス販売事業者に選任を義務付けている「業務主任者」にLPガスの販売に係る保安に関し職務を行わせることとしており(同法第20条第1項)、同法施行規則第24条第9号では、その職務として「液化石油ガス法第37条の4第1項に規定する充てん設備が、法第37条の4第3項において準用する液化石油ガス法第37条の2第1項の許可を受けなくても変更されることがないよう監督すること」としており、液化石油ガス法の体系の中で許可にかからしめていくことが必要であると考えている。</p> <p>加えて、法運用上の点から、自治体によっては液化石油ガス法と高圧ガス保安法の法執行の担当部局・担当者が別々であるところもあり、許可手続の一本化がかえって事務手続きの煩雑化のおそれがあると聞いている。</p> <p>また、自治体によっては事業者が高圧ガス保安法の規制のみに注意を払い、液化石油ガス法に定める保安の確保についての法令遵守や許可後の手続きを忘れることを懸念するといった声もある。</p> <p>さらに、自治体によっては許可手続の一本化によって、液化石油ガス法に基づく充てん設備の許可申請等に係る手数料収入が減ることを懸念するといった声もある。</p> <p>なお、事業者負担の軽減という観点では、許可申請は液化石油ガス法と高圧ガス保安法とで2本必要となとしても、1本は添付書類を不要とするなど事務処理を軽減することで審査の簡素化は行えると考えている。</p> |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府 省庁 | 提案団体 | 各府省からの第1次回答 | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | |
|------|------|------------|---------------|---|--|---------------------------------|-----------------|---------|---|--|------|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | 見解 | 補足資料 |
| 65 | B | 地方に対する規制緩和 | 産業振興 | 高圧ガス保安法の「第二種貯蔵所」の届出義務の廃止 | <p>【提案理由、規制緩和の必要性】 次の規模に該当するコールドエバポレータは、事業者に「第二種製造者」(高圧ガス保安法第5条第2項第1号)、「第二種貯蔵所」(第17条の2第1項)の2つの届出義務があるものの、第二種製造者と比較し、第二種貯蔵所に追加的に適用される規制が帳簿の記載・保存義務(第60条)のほかはなく、両方について届け出ることは、事業者にとって手続きが煩雑であり、負担が大きいため、帳簿の記載・保存義務を第二種製造者に課するとともに、第二種貯蔵所の届出を不要とする。また、第二種製造者の届出を必要とする規定を高圧ガス保安法に規定することを提案する。 ■処理能力 1日30m³以上100m³未満(比較的安全な不活性ガスの場合は1日30m³以上300m³未満) ■貯蔵量 300m³以上1,000m³未満(不活性ガスの場合は300m³以上3,000m³未満)</p> <p>【具体的な支障事例】 事業者は、第二種貯蔵所の届出に関する書類(A4紙ファイル1冊分)の作成が負担となっている。</p> <p>【期待される効果】 手続きの1本化による事業者負担の軽減</p> | 高圧ガス保安法第5条第2項第1号、第17条の2第1項、第60条 | 経済産業省 | 富山県 | <p>本件においては、貯蔵量の多いコールドエバポレータであり、300m³以上の高圧ガスを貯蔵していること自体がリスクであることから、帳簿の記載・保存を貯蔵所に求めるとともに、都道府県は、当該貯蔵所の適切な管理をしていくことが必要である。このため、求める技術基準が第二種製造者と同じであることをもって第二種貯蔵所の届出を不要とすることはできないが、届出に当たり重複する添付書類については、事務処理を軽減する方向で検討したい。</p> | 重複する添付書類を省略可能とすることにより事業者の事務的な負担は一定程度軽減されることとなるが、提案に示すコールドエバポレータについては適用される基準が同じ(貯蔵を含む製造の基準)であることから、手続きを1本化するほうが望ましいのではないかと考える。 | |
| 201 | A | 権限移譲 | 消防・防災・安全 | 高圧ガスの製造等の許可等に係る事務・権限(特定製造事業所等)の指定都市への権限移譲 | <p>【制度改正の必要性】 高圧ガスの製造等の許可等に係る事務・権限の移譲は、「消防法に基づく危険物の保安業務と一体的に事業者への指導監督を行うことによる、保安体制の充実」を目的としており、近年、重大事故が発生している特定製造事業所等に係る事務・権限を移譲対象から除外することは、本来の目的に逆行していると考えられない。経済産業省産業構造審議会保安分科会高圧ガス委員会(平成27年3月12日開催)では、移譲対象から除外する理由として、「爆発等の危険のある高圧ガス、危険物及び毒劇物等が多数の設備機器に大量に集積されており、しかも、それら設備機器が近接して設置され、生産プロセス上相互に密接な一体関係に置かれていることから、災害発生時には、その被害が市域を越えて広域的なものとなる恐れがあるため」とされているが、指定都市は現在もコンビナート地域に所在する危険物製造所等の設置の許可等の事務及び災害対応を行っていること、及びコンビナート地域における災害発生時は、石油コンビナート等災害防止法に基づき災害の拡大防止等が図られることから、当該理由に矛盾が生じている。なお、被害が市域又は県域を越えて広域的なものとなった場合でも、消防相互応援協定や緊急消防援助隊の制度により現在も対応している。 また、特定製造事業所等の施設の多くは、消防法及び高圧ガス保安法の規制を受ける施設(高・危険な施設)であり、申請窓口を一本化して事業者の負担を軽減するという地方分権の基本的な考えから外れるものである。</p> | 改正後の高圧ガス保安法第79条の3 | 経済産業省 | 指定都市市長会 | <p>経済産業省では、高圧ガスの製造等の許可等に係る事務・権限の指定都市への権限移譲にあたり、きめ細かいアンケートや産業構造審議会高圧ガス委員会を適し、関係自治体や事業者の声を聞きながら慎重に検討を重ねてきた。その結果、複数の県及び指定都市から「(事業所の)規模が大きく、災害発生時に指定都市の区域外へも影響を及ぼす可能性が大きいため、移譲すべきでない」といった懸念が明示的に示されたこともあり、昨年来に「(特定製造事業所等に係るものを除く。)」との結論に至っている。提案について検討を行うに当たっては、当該懸念が解消されるような状況変化等の事実確認が必要なものと認識。 なお、法令で移譲しない範囲については、地域の実情に応じて地方自治法第252条の17の2における事務処理特例により個別に移譲することが可能であることから、必要に応じて都道府県と相談してほしい。</p> | <p>今回の提案にあたりましては、御指摘の当該懸念に対する対応の可否等について、各指定都市の消防機関による検討を行うとともに、共同提案とすることについての考え方を集約した結果、特定製造事業所等を含めて権限移譲を求めることについて、特別異議はなく合意形成が図られたことから、指定都市市長会による共同提案に至ったものです。 指定都市の消防機関は、これまでも様々な大規模災害に対応しており、行政区域外へも影響を及ぼす可能性がある災害が生じた場合であっても、近隣消防機関による緊急消防援助隊等の連携体制が構築されていることから、指定都市の消防機関において適切に対処することが可能と考えています。 提案のとおり特定製造事業所等を含めて権限移譲を受けることにより、実際に災害現場で活動する消防機関自らが高圧ガス保安法第39条に基づく緊急措置命令を行うことが可能になり、コンビナート地域における災害発生時において、これまでに以上に公共の安全の維持及び大規模災害の発生防止に資することになりますので、このメリットを最大限に活かすためにも再考いただきたいと思います。 なお、経済産業省の回答のとおり、地域の実情に応じて事務処理特例により個別に移譲に向けた相談・調整を各府県と行うためには、この間の同省における慎重な検討内容や複数の県等から明示された懸念等が最も重要な協議・調整事項となりますので、是非、詳細な内容を御教示くださるようお願いいたします。</p> | |

| ＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 | 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項) | 各府省からの第2次回答 |
|---|---|--|--|
| <p>青森県、新潟市、熊本県、栃木県、高知県</p> <p>○提案内容にある通り、「第二種製造者」は、法第60条の帳簿に関する規制はなく、「第二種貯蔵所」には義務化されている。</p> <p>また、「第二種貯蔵所」の技術上の基準は、コールドエバポレータの場合、製造(コールドエバポレータに関する事項)の準用となっており、技術上の基準に違いはない。</p> <p>このため、「第二種製造者」に帳簿の記載・保存を義務化した場合、「第二種貯蔵所」の届出を省略(みなし規定等)しても差し支えないと思われる。</p> <p>なお、本市では、当該届出に関して、図面等を省略するなど、事業者の負担軽減を図っている。</p> <p>○同一事業所において「第二種製造者」及び「第二種貯蔵所」の2つの届出義務があるものの、第二種製造者と第二種貯蔵所の両方について届け出ることは、事業者にとって手続きが煩雑であり、負担が大きいため、帳簿の記載・保存義務を第二種製造者に集約し、第二種製造者の届出が必要となる第二種貯蔵所については第二種製造者の届出をもって第二種貯蔵所の届出とみなす規定を高圧ガス保安法に規定することを同様に検討する。</p> | <p>【全国市長会】 提案の趣旨について、十分に検討すること。</p> | <p>○「高圧ガスを貯蔵していること自体がリスクであることから、帳簿の記載・保存を貯蔵所に求めるとともに」との指摘について、富山県の提案にあるように、「帳簿の記載・保存義務を第二種製造者に課」せば、当該懸念は解消されると思われるため、みなし規定化をすべきではないか。</p> <p>○第1次ヒアリングにおいて、「第一種製造者については、製造に係る手続の際に貯蔵についても併せて確認しているが、第二種製造者については、製造の届出においては貯蔵について確認していない」との御説明があったが、後者において貯蔵の届出手続が別途存在していることに起因しているため、製造と貯蔵の基準が同一の提案の規模のコールド・エバポレータについては、みなし規定化をして、第一種製造者と同様に、製造に係る手続の際に貯蔵についても併せて確認することとすべきではないか。</p> <p>○第1次ヒアリングにおいて、「提案は、余りにも限定的な部分についての措置を求めるものであり、法改正は難しい」との御説明があったが、例えば提案団体である富山県によれば、平成15年度以降に設置されたコールド・エバポレータのうち、提案の規模のものは約7割を占めており(85中60基程度)、「限定的すぎる」という主張は当たらないと思われることから、第二種製造者の届出をもって第二種貯蔵所の届出とみなす制度化を進めるべきではないか。</p> | <p>帳簿の記載・保存については、製造及び貯蔵において異なるリスクがあることから、一定処理量以上の製造者(第一種製造者)に対して、充填を行う高圧ガスの把握等の項目を求めており、一定貯蔵量以上の貯蔵所(第一種貯蔵所、第二種貯蔵所)に対して、高圧ガスの貯蔵する量の把握等の項目を求めており、それぞれ保安の目的にあった項目を記載させている。</p> <p>第二種製造者には高圧ガスを貯蔵していない事業者もいる中で、第一種製造者のように、一律全ての第二種製造者に対して、製造及び貯蔵に関する事項の記載を求めることは適切ではなく、また、第二種製造者の帳簿をもって第二種貯蔵所の帳簿とみなしたり、逆に第二種貯蔵所の帳簿をもって第二種製造者の帳簿とみなすことは、製造と貯蔵の帳簿に対する目的やその記載事項が異なることから、適切ではない。</p> <p>仮に第二種製造者に対して、帳簿の記載・保存を義務づける場合、製造のリスクに対して行う事項であることから、コールドエバポレータ設置事業者のみに課すことは、法律の公平性の観点から適切でなく、全ての第二種製造者が対象となり、合理的ではない。</p> <p>また、行政側として、第二種貯蔵所の届出については、貯蔵の保有リスクを有する事業者として、公共の安全・災害防止の観点から管理するために必要なものであり、該当する規模のコールドエバポレータ設置事業者のみ第二種貯蔵所の届出を廃止することについては、行政事務や正確なリスクの把握について複雑化する恐れがある。</p> <p>一方、該当する規模のコールドエバポレータ設置事業者に係る届出の添付書類は重複するため、簡略化する旨の通達改正を行い、合理化を図ることとする。</p> |
| | <p>【全国知事会】 関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手取り方式による検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p> | | <p>「当該懸念に対する対応の可否等について、各指定都市の消防機関による検討を行」われたことだが、その内容を御教示頂きたい。</p> <p>具体的な関心事項としては、昨年6～7月に道府県及び指定都市に対するアンケートを実施した際、「懸念がある」と回答した指定都市が、どのような状況変化とそれに基づく判断で問題ないとの結論を得たのかという点であり、これが国民説明の観点から極めて重要だと考える。</p> <p>経済産業省としては、事務・権限の移譲に関し、公共の安全の確保を維持しつつ実施可能かという点を第一に考えているため、御理解頂きたい。</p> <p>なお、広域的な対応策として連携体制の構築を御説明頂いているが、これは従前からの取組であり、それを前提にアンケート実施当時は「懸念がある」と回答されているものと史料。</p> <p>また、経済産業省における検討内容等については、以下のURLを参照頂きたい。</p> <p>○産業構造審議会高圧ガス小委員会(第5回・第6回・第7回) http://www.metu.go.jp/committee/gizl_1/27.html</p> |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府 庁 | 提案団体 | 各府省からの第1次回答 | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | | |
|------|------|------------|---------------|------------------------------|---|--|----------------|-------|---|---|--|--|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | 見解 | 補足資料 | |
| 294 | B | 地方に対する規制緩和 | 環境・衛生 | 動物生態調査用遠隔測定発信器に係る火薬類取締法の規制緩和 | 野生動物対策を効果的に進めるために、一定量以下の火薬類を使用する動物生態調査用遠隔測定発信器について、無許可譲受での購入を可能とする、又は、届出制とする等の取扱いとする。 | 【具体的な支障事例】 野生動物調査用に用いられる首輪型の遠隔測定発信器は平成24年度の経済産業省での検討を経て、火薬を使用した発信器は、火工品として火薬類取締法の規制対象とされた。 他方、神奈川県では、通常の有害鳥獣対策では対応が難しい高標高域でシカが高密度で定着し、シカの採食による林床植生の著しい衰退や、雑草が消失した場所での土壌流出が深刻化していることから、森林が持つ水源涵養機能の喪失等、従来の農林業被害を超える社会的リスクが非常に高まっており、クマ等の人里出没等の問題にも影響している可能性がある。こうした状況の下、広域で野生動物の行動を調査することがますます重要になっている(環境省が所管する法律、ガイドライン等や農林水産省の「野生鳥獣被害防止マニュアル」でも科学的データに基づく野生動物の保護及び管理の重要性が示されている)。 しかし、火薬類取締法において発信器の譲渡又は譲受に許可が必要となっているため、譲渡の許可申請を行い、許可を受けてから発信機を発売して納品され使用可能となるまでには、概ね3ヶ月以上を要し、迅速な調達が困難であり、特にクマの人里への執着が多発するなど突発的な場合の対策等に支障を来すおそれがある。 | 火薬類取締法第17条第1項 | 経済産業省 | 神奈川県 | 動物生態調査用遠隔測定発信器は、野生動物の生態調査における有効ツールとして、野生動物被害の社会問題化を背景にその需要が増加してきたため、平成25年に規制及び告示を改正し、当該発信器の法上の位置づけを明確化するとともに、「使用実態を踏まえ、その取扱について目的及び数量を制限した上で火薬庫外貯蔵及び無許可消費を認める等の規制緩和を図ったものである。 譲渡・譲受については許可制としているが、これは許可申請時にその目的等を確認することで、内蔵された火薬又は爆薬を集める等の犯罪等を目的とした火薬の入手や使用を防止しているものであり、ひきつづき現行規定のとおり許可制とすることが必要であり、提案にあるような無許可又は届出制の取扱いとすることは困難である。 なお、提案団体の実務に関しては、火薬類の譲受・譲渡許可については、書類不備等の場合を除いて基本的に標準処理期間(7日間)内に処理されているとともに、貯蔵場所等の問題がなければ前年度実績等を踏まえた年間使用見込み量による申請も認められていると認識しており、当該手続きが発信器の調達に時間を要する原因になっているとは考えにくい。 | 動物生態調査用遠隔測定発信器については、野生動物の行動域を把握し生態調査を実施するための有効なツールとして、本県においては、自然環境保全センターが平成25年度からシカ・クマへの装着を開始している。 本県でこのような新たな業務が開始されてから3年が経過し、当初は火薬類取締法に基づく譲受・譲渡の許可を受けるまでに時間を要していたが、年々、運用の改善等により所要時間が短くなり、平成27年度上半期においては、標準処理期間内に許可を受けられるようになっている。 しかし、ツギノワタで大量出没等の緊急事態においては、標準処理期間内(7日間)の処理では、即時に対応することが困難な場合もあることから、譲受・譲渡を無許可又は届出制にすることも視野に入れながら、都道府県等の行政機関が発注する委託業務に限っては、県が所有する発信器だけでなく、予備的に受託者が保有する発信器を使用することを可能とする措置を検討されたい。 | |
| 74 | A | 権限移譲 | 環境・衛生 | 採取計画の認可事務等の都道府県から市町村への移譲 | 富山県は、南部に北アルプス・立山連峰といった山々を有し、山に積もった雪は、春先に雪解け水となり、地表や地中に流れ入ります。 このような地理的要因もあり、本県は豊富な地下水資源を有しており、昭和60年には環境庁(現在の環境省)が、きれいな水で、地域住民等による保全活動がなされている名水や故事実証を有する名水を選定した「昭和の名水百選」と、平成20年に選定された「平成の名水百選」にそれぞれ4か所ずつ、合わせて8か所が選ばれています。 このような環境のなか、陸砂利採取を地域の実情が動揺されないまま認可されれば、貴重な地下水脈の毀損や、泥水の混入等による飲用地下水、海洋の汚染等がすすみ、生活・環境などの面で悪影響が出るのが懸念されます。 砂利採取法第36条では、採取業者から砂利採取計画の認可(変更含む)の申請があった時及び採取業者に処分をした時には、都道府県知事から関係市町村にその旨を通報する義務が課されていますが、本県では防災上問題がある場合にのみ県と関係市町村が協議することができることとされており、その他の理由では県が行う認可・不認可について、市町村が関与する余地がない状況です。 このような状況のなか、いったん問題が発生してしまえば採取前の環境に戻すことは難しく、市内では、採取の認可が下りた場所から地下水が漏れ出し、溢れかえっているというような事例も発生しています。また、採取した場所を埋め戻す際、ダイオキシンなどで汚染された土壌を使用していた場合、土が締まっておらず、降雨や水田の再開などで汚染物質などが地下水に流入し、健康被害が発生し、通報があった時には手遅れである。といった問題が懸念されます。 このことから、地域の実情にあわせた適正な砂利採取が行われるよう、今回の提案募集で権限の移譲を要するものです。 | 砂利採取法採取計画の認可《法第16条》、認可の基準《法第19条》、変更の認可等《法第20条第1項・同2項・同3項》、認可採取計画の変更命令《法第22条》、緊急措置命令等《法第23条第1項・同2項》、廃止の届出《法第24条》、認可の取消し等《法第26条》、報告の徴収《法第33条》、立入検査等《法第34条2項》、都道府県知事への通報等《法第36条第3項》、聴聞の特例《法第38条第1項》、国等に対する適用《法第43条》 | 経済産業省 | 滑川市 | 本提案は、砂利採取法に基づく権限のうち、砂利採取計画の認可事務等について市町村への権限移譲を求めるものであるが、各市町村間では事務処理能力等に大きな差があることから、法による全国一律の権限移譲については慎重に検討すべきである。 滑川市の権限移譲に係る要望については、富山県側に對し地方自治法252条の17の2の権限移譲を求めることで達成可能である。また、滑川市が具体的な支障事例として挙げている水質の汚濁、汚染土壌による埋め戻し等については現行の砂利採取法37条で県知事に對し必要な措置を要請することによって対応可能である。 | 再度、県と事務処理特例条例での移譲に関する協議を予定しており、貴省の御回答に対して意見は無い。 ただ、当市では、7月に砂利採取現場の埋め戻しで不法投棄事案が判明するなどしており、そうした問題が発生していることを認識いただきたい。 | | |

| | <新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> | 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 | 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項) | 各府省からの第2次回答 |
|-----|-----------------------------------|--|-----------------------------|---|
| | | | | <p>【全国市長会】 事業関係について提案団体と十分に確認を行なうべきである。</p> |
| 豊橋市 | | <p>【全国知事会】 地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ、砂利採取時における採取計画の認可(河川管理者に係るものを除く、以下同じ)、認可採取計画の変更の命令、砂利の採取の停止の命令、認可の取り消し又は砂利の採取の徴収、砂利採取事業者への立入検査については、市に権限を移譲するべきである。</p> <p>【全国市長会】 地域の実情に応じた対応が可能となるよう手挙げ方式による移譲を求める。</p> | / | / |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 根拠法令等 | 制度の所 管・関係府 省庁 | 提案団体 | 各府省からの第1次回答 | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | |
|------|------------|-----|---------------------|----------------------------------|--|------------------------|---------------------|-------------|--|---|------|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | 見解 | 補足資料 |
| 76 | 地方に対する規制緩和 | その他 | 特定計量器(質量計)定期検査の規制緩和 | 特定計量器(質量計)定期検査周期(2年に1回)の規制緩和について | <p>【特定計量器(質量計)定期検査に係る規制緩和】</p> <p>特定計量器(質量計)は2年に1回の定期検査が義務付けられているが、当制度は度量衡法を前提とした昭和26年当時から現在の計量法に至るまで継続されている。</p> <p>実際、本市では、4名の職員で年平均1,500台もの特定計量器の定期検査を行わなければならない状況である。</p> <p>平成17年から製造・出荷されている計量器については、日本工業規格(JIS)に対応する製品となっており、計量器の信頼性が高まっており、昭和26年当時とは状況が大きく異なっている。実際、本市では検査に不合格になる特定計量器は、1%以下(うち全てが平成17年以前に製造の計量器)に留まっていることや、所有者の管理意識が向上していることから適正計量は以前に比べ確保されていると考える。</p> <p>また、平成20年の計量制度検討小委員会でも製造技術の向上や、適性計量についての確認手段の充実により必要最小限の規制対象とするとの記載があり、検査周期を4年に1回にするなどの規制緩和が必要ではないかと考える。</p> | 計量法第19条1項 計量法第21条1項 | 経済産業省 | 郡山市、太子町、田川市 | <p>計量法の規制対象となる特定計量器の構造については、型式ごとに承認(型式承認)を受けることが可能だが、非自動はかりの場合、計量性能が経年劣化するため、適正な取引又は証明を行うためには定期的に計量誤差を確認する必要がある。加えて計量性能の劣化は、使用状況・条件(使用頻度、質量、環境等)によっても異なるため、個々の計量器毎に定期的に確認を行う必要があり、さらには型式承認後に不正な調整が行われた非自動はかりを排除するためにも、2年に一度の定期検査を実施している。</p> <p>加えて、国際的な類似の制度においてもはかりの定期検査周期は1～2年程度となっている。</p> <p>また、定期検査の周期の妥当性については、実施主体である都道府県、特定市、指定定期検査機関の不適合率も調査する必要がある。</p> | <p>特定計量器(質量計)については、近年、計量器の信頼性が高まっていることに加え(本市不合格率1%以下)、定期検査や商品量目立入検査、普及・啓発事業の実施等により、特定計量器使用者の計量管理意識も格段に向上していると考えられる。</p> <p>例えば、本市内大手スーパーなどにおいては、計量法より厳しい量目公差基準を自社で定め、同基準による計量を実施したり、自主的にメーカーの定期的なメンテナンスを実施したりしている。</p> <p>また、水場など性能劣化が想定される環境下で計量器を使用する事業所では、適宜計量器の買い替えも進められている。</p> <p>このように、事業者の意識も高まり、日頃から適正な計量を行うための適切な対応がなされており、これは当然本市内事業所に限ったことではないと思慮される。さらに、近年の厳しい消費者目線も鑑み、不正な調整は事業者にとってデメリットが大きく、定期検査期間の延長が直接不正な調整につながるとも考えられない。</p> <p>このようことから、全ての質量計に一律、2年に1度の定期検査が義務付けられるのではなく、一般消費者への影響や使用実態に配慮した規制緩和の検討が必要と考える。</p> | |

| <p style="text-align: center;">＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞</p> | <p style="text-align: center;">全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p> | <p style="text-align: center;">提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p> | <p style="text-align: center;">各府省からの第2次回答</p> |
|---|--|--|--|
| <p>鹿角市、由利本荘市、茂木町、豊橋市、新居浜市、東温市、久留米市、中津市</p> <p>○ 検査に対応する職員数も少なく、検査の不合格率も1.2%と低いため、検査周期を延ばすよう緩和してほしい。</p> <p>○ 検査に不合格になる特定計量器は1%以下に留まっていることから、適正計量は確保されていると考える。このため、検査周期を4年に1回にするなどの規制緩和が必要ではないかと考える。</p> <p>○ 平成26年度検査における不合格率は0.9% (検査個数1,193個、不合格数11個)であるなど、計量器の精度が著しく向上していると認められることから、規制緩和が必要と考える。</p> <p>○ 計量器の信頼性が近年高まっているにもかかわらず、特定計量器の定期検査は2年に1回と変わっていない。検査の不合格件数は、直近で54件中1件と2%未満であり、検査期間の延長が必要ではないかと考える。</p> <p>○ 特定計量器定期検査の不合格率が低く、特定計量器自体の精度も高く、信頼性が高まっている。検査周期を2年に1回より、さらに延長することは必要であると考えている。</p> <p>○ 定期検査の不合格率は1%程度で推移しており、計量器によるトラブルもないことから、検査周期を延ばすことが可能だと考える。</p> <p>○ 臨時職員を含む3名の業務職員で定期検査を行っており、検査期間中は他の業務に対応することができます。大きな支障となっている。</p> <p>○ 平成27年度の実施状況 実施期間:6月18、19、22日(3日間) 検査台数:132台 不合格台数:2台 不合格率:1.5%</p> <p>検査に立ち会った者から見ても、近年の計量器の信頼性は高まっているように思える。</p> <p>○ 特定計量器(質量計)は2年に1回の定期検査が義務付けられており、2地域に分けて隔年で実施している。現在の特定計量器の信頼性は各段に向上しており、『検査に不合格になる特定計量器は、1%以下(うち平成12年以前に製造の計量器が9割)に留まっていることや、所有者の管理意識が向上していることから適正計量は以前に比べ確保されていると考える。』ことから、検査周期の見直しが必要ではないかと考える。</p> <p>○ 支障事例については、左記に同じ。以下、補足事項。</p> <p>適正な計量を確保したうえで、事務の簡素化に資するための規制緩和の流れには賛成する。しかしながら、所有者の管理意識及び計量器の使用環境が、個々の所有者間で差があることから、管理環境が一定水準以上にあるもののみ規制緩和の対象とすべきと考える。</p> <p>提案に全面的に賛同しているものではない。</p> <p>○ 保健部門が管理している体重計だけでも18個あり、赤ちゃん健診で使用する特殊な形をしているため、定期検査会場に運ぶためには、車数台で複数の職員が従事しなくてはならず、2年に1回とはいえ負担となっている。また、検査の日はその体重計が使用できないため、業務の遂行の支障にもなっている。</p> | <p>【全国知事会】安全確保の観点から見直しに慎重な意見が多数あり、提案は慎重に検討すべきである。</p> <p>【全国市長会】特定計量器の精度維持に資するよう、検討すること。</p> | <p>○ 定期検査期間については国際基準に定めが無いものと認識しており、海外においても定期検査自体を行っていない国もあるなど、2年の定期検査期間は必ずしも国際標準とまでは言えず、検査期間を延長しても問題ないのではないか。</p> | <p>(1)提案団体・共同提案団体の指摘について 提案団体及び共同提案団体(このうち特定市は3市のみ)は、非自動はかりの使用者の計量管理意識の向上の理由により、定期検査の不合格率は概ね1%程度にまで低下してきていると指摘しているが、8月19日付けの当省の回答のとおり、平成5年以降、不合格率は概ね1%程度で推移しており顕著な変化はない。</p> <p>計量管理意識の向上については、これは国、地方自治体、計量関係機関・団体、メーカー等を通じて、今後も引き続き努めていくべきものであり、定期検査の周期の延長とは別の議論である。</p> <p>また、本件について、全国知事会から「見直しに慎重な意見が多数あり、提案は慎重に検討すべき」、全国市長会から「特定計量器の精度維持に資するよう、検討すること」という意見が提出されているように、常に適正な計量の実施を確保することは自治体にとっても極めて重要と考えられていることに留意すべきである。</p> <p>(2)提案募集検討専門委員からの主な再検討の視点について 計量器に関する国際機関として国際法定計量機関(OIML)があり、国際的な計量器の技術基準を定めている。各国はその基準を遵守する義務があり、そのため必要な検査の周期は各国が判断することとしている。御指摘のとおり、定期検査の周期自体は国際基準で定められていないが、主要各国とも、周期を1～2年に設定しているのが現状である。例えば、独においては、日本と同様に2年の周期で、初期検定と定期検査を統計上区別していないが、不合格率は1～2%程度となっている。</p> <p>したがって、正確計量が担保されているか、消費者等の不利益がないかなどの視点を欠いたまま、「2年の定期検査期間は必ずしも国際標準とまでは言えない」という理由のみで、「検査期間を延長しても問題ない」という結論を出すのは合理性を欠く。(別紙あり)</p> |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府 庁 | 提案団体 | 各府省からの第1次回答 | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | |
|------|------------|------|--------------------|---|--|--------------------------------|----------------|------|--|--|------|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | 見解 | 補足資料 |
| 161 | 地方に対する規制緩和 | 産業振興 | 特級基準分銅の検査証明有効期間の延長 | 基準器検査規則第21条の二のハにより、有効期間が3年に定められているが、一級基準分銅の有効期間と同様、5年と緩和していただきたい。 | 【制度改正の必要性】 基準器(特級基準分銅)は基準器検査規則第21条の二のハにより、有効期間が3年に定められているが、校正施設(産業技術総合研究所つくばセンター(※))への輸送等に多くの費用(搬送委託の場合は5万円程度、直接持込の場合は6万5千円程度)が必要であること、検査期間も1〜2ヶ月を要すること、また、輸送による振動や損傷等のリスクがあること等、支障が生じている。 ※平成26年4月から、大阪でも実施していた法定計量業務がつくばセンターに集約されたため、検査を受ける際は、全都道府県のどの自治体であってもつくばセンターへ輸送や直接持込を行うこととなっている。 加えて、特級基準分銅の使用頻度は、年間2回程度と少ない。 経済産業省の計量制度検討小委員会の平成20年の報告書においても「取引又は証明における当事者同士が計量に関する技術的知見を有していたり、JCSS35の校正証明書や民間による第三者認定・認証制度など取引相手の正確計量についての確認手段が充実してきていることや、ハードウェアの性能が向上し、技術的に正確な計量を損なう問題が発生する可能性が低いことを踏まえ、計量器毎の使用実態を見つつ、国や地方公共団体の関与を真に必要なものにする」と記載されているとおり、手入れ等の管理を万全にしていれば、有効期間が延長されたとしても合格基準を満たす可能性が高い。実際に、岐阜市においては、これまで不合格となった実績はなく、自治体の計量業務の適切な実施の観点から見ても、過度な規制ではないかと考えられる。 特級分銅に比べ使用頻度の高い一級基準分銅の有効期間は5年であることから、これと同様に有効期間を5年に緩和していただきたい。 | 計量法第104条第2項 基準器検査規則第21条の二のハ | 経済産業省 | 岐阜市 | 特級基準分銅は、基準分銅の中で最上位に位置づけられ、下位の分銅の精度確認及び精度の高いばかりの精度確認に用いられるものであり、自治体内のすべての非自動はかりの定期検査において基準となる分銅である。 分銅は、その使用頻度にもよるが質量が徐々に減少することが知られており、1級基準分銅よりもその許容誤差(公差)が1/3以内と極めて高い精度が求められることから、1級基準分銅と同じ有効期間(5年)とするのは適切ではない。 また、同程度の分銅の校正周期は、日本の民間の校正制度である計量トレーサビリティ(JCSS)制度においては3年、諸外国においては1〜2年としていることから、現在の3年は妥当である。さらに、分銅は、古くから金属の塊であり、技術進歩や使用頻度によって、その有効期間の延長の可否を検討する類のものではなく、3年程度でその精度確認を定期的に行うのが適切である。 なお、基準器(特級基準分銅)については、すべての特定市において必ずしも保有しなければならないものではないため、提案市において特級基準分銅の使用頻度が少なく、使用頻度に対して輸送コストの負担感が生じているということであれば、県も含めた周辺自治体による基準器検査の協力体制を検討することも一案。 | 岐阜市が所有する特級基準分銅は、平成12年度に購入したものであるが、例えば、20kgの場合、購入から現在までの約15年間で、計4回の基準器検査を受検したが、過去の成績書にも記載されているとおり、すべての検査項目において誤差は0であった。 貴省の1次回答のとおり、特級基準分銅については、極めて高い精度を維持しなければならないのであるが、使用頻度、環境条件、保管方法等が適切であれば、本市の事例のように長期間、正確に精度を保つことは可能である。 また、諸外国との比較については、貴省の回答に記載されているように各国において制度が異なるため単純に比較できるものではなく、法の目的である精度の維持が達成されるのであれば、現行の3年とする必要はないとも考えられる。 期間経過により質量の誤差が生じる可能性よりも、むしろ、特級基準分銅が輸送時に損傷を受けること等による誤差の可能性の方が高いのではないかと考えられ、基準器検査期間を5年に緩和していただきたい。 なお、周辺自治体による基準器検査の協力体制については、本市でも岐阜県と検討するところであるが、その場合であっても県は検査を受ける必要があり、費用負担に係る支障以外の支障(損傷等のリスクなど)は解消されない。 | |

| <p style="text-align: center;">＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞</p> | <p style="text-align: center;">全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見</p> | <p style="text-align: center;">提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p> | <p style="text-align: center;">各府省からの第2次回答</p> |
|---|--|---|---|
| <p>○ 提案内容と同じ支障事例 校正施設への輸送に多くの費用が必要であること。 ○ 同様に特級基準分銅の使用頻度は低く、摩耗等の可能性も極めて低い状況にある。そのため、有効期間5年への緩和は妥当であると考ええる。 ○ 支障事例については、左記に同じ。以下、補足事項。 基準器(特級基準分銅)検査を受検するための輸送費用、検査期間、輸送による毀損リスク等を考慮し、規制緩和の流れには賛成する。 しかしながら、特級基準分銅は、特に高度の精度が要求されるものであることから、保管環境、手入れ等の管理が万全であることが担保される場合にのみ有効期限を延長すべきと考ええる。 提案に全面的に賛同しているものではない。</p> | <p>【全国市長会】 提案の趣旨を踏まえ、負担軽減について検討を行うこと。</p> | <p>○ 国際基準に適合する精度を担保できる検査体制を確保する視点から、国際比較を踏まえつつも、自治体の負担が過度のものとならないよう、合理的な期間設定をしていただきたい。 (提案団体においては、産業技術総合研究所関西センターの廃止により、検査のための輸送に係るコストやリスクが増大していることに留意すべき。) ○ 第1次回答において、「提案市において特級基準分銅については、すべての特定市において必ずしも保有しなければならないものではない」との指摘があったが、質量標準管理マニュアルを作成して1級実用基準分銅の自主検査を行うためには、上位の特級基準分銅を保有する必要がある。 特定市町村には基準器検査の権限が無いため、特級基準分銅に誤差が生じて、その影響は当該市が保有する実用基準分銅への影響等と限定的であり、都道府県の場合と比べて、その影響が小さい。 また、平成5年以前の非自動はかりの定期検査で、市部と郡部で使用頻度が異なることを理由に検査期間を1年と3年に分けており、使用状況に応じて検査期間を分けていた例もある。 輸送による損傷等のリスクも考慮して、特定市町村の有する特級基準分銅については検査期間を延長するべきではないか。</p> | <p>(1)提案団体・共同提案団体の見解について 提案市は「過去4回特級基準分銅の基準器検査に合格した」と指摘しているが、特級基準分銅は非自動はかりの定期検査制度の根幹をなすものであり、本来、合格することが当然なものである。 提案市・共同提案団体は管理・保管方法等が適正であれば基準器検査の周期を延長しても良いのではないかと指摘している。しかし、特級基準分銅は厳重に管理・保管されなければならない。自治体ごとにその程度に軽重があってはならないため、管理・保管方法の軽重に基づき基準器検査の周期に差異を設けることはできない。 提案市・共同提案団体は輸送による損傷リスクの可能性を指摘しているが、特級基準分銅を運搬する際には、十分な緩衝材を詰めた専用の輸送ケースに入れて運搬されており、実際に輸送の際に振動や温度変動などで質量の値が変動することは考えにくく、受取側の産総研において、損傷リスクは殆ど考えられないと評価している。</p> <p>(2)提案募集検討専門委員からの主な再検討の視点について 「質量標準管理マニュアルを作成して1級実用基準分銅の自主検査を行うためには、上位の特級基準分銅を保有する必要がある」との指摘について、特定市は、自ら特級基準分銅を保有し、自主検査をする義務はなく、都道府県に対して、当該特定市が保有する1級実用基準分銅の精度確認を依頼すればよい。 「特級基準分銅に誤差が生じて、その影響は当該市が保有する実用基準分銅への影響等と限定的であり、都道府県の場合と比べて、その影響が小さい」という指摘についてはその趣旨が不明であるが、都道府県も非自動はかりの定期検査の実務では実用基準分銅を用いており、実用基準分銅の精度確認としては都道府県も特定市も同様である。しかし、大都市圏の特定市(政令指定都市を含む。)は県の規模を超えるところもあり、一概に特定市は都道府県より「影響が小さい」ということにはならない。 当該視点には、平成5年の計量法改正前の非自動はかりの定期検査周期において、使用頻度が異なることを理由として、市部と郡部の検査期間を分けていたことが示されている。専門委員において、特定市の基準器検査の周期を使用頻度によって分けるべきという見解であるならば、非自動はかりの定期検査制度の根幹としての特級基準分銅は頻繁な使用を想定しておらず、そもそも使用頻度で分けるようなことは考えられない。(別紙あり)</p> |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 根拠法令等 | 制度の所 管・関係府 省庁 | 提案団体 | 各府省からの第1次回答 | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | |
|------|------|------|---------------|--|---|-----------------------------|---------------------|------|--|--|------|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | 見解 | 補足資料 |
| 107 | A | 権限移譲 | 産業振興 | 各都道府県の中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業の都道府県への移譲 | <p>【制度改正の必要性】 中小企業は多種多様であるとともに地域毎の特性があるため画一的な運用を行うべきでなく、地域の実情に応じて、長期的な視点に立ちながら重点的・効果的・効率的な施策を展開することが望ましい。 支援の質を一定以上にすることが必要だとすれば、国の要領等やコーディネーター等を対象とした研修会等を国が実施することで都道府県間のレベルの統一等は可能と考える。</p> <p>【支障事例】 所謂小規模基本法、小規模支援法の趣旨に基づき、小規模企業の持続的な発展や県、市町で策定中の地方創生総合戦略の着実な推進のためには、各種支援機関同士の緊密な連携により、国のみならず県、市町の施策を多くの企業に有効に活用してもらうことが重要である。 栃木県においては中小企業支援の中核的な役割を担う(公財)栃木県産業振興センターが事業を受託しているが、当該センターと「よろず支援拠点」の2つの総合的支援窓口があることや、地方公共団体の関与がないため、地域で実施している各種支援事業と連動した効果的・効率的な運営ができていない。 「よろず支援拠点」には市町との連携に関するノウハウが無く、連携が必要な際には、県の関与が必要であり非効率的である。また、「よろず支援拠点」の支援情報等が県にないため、商工団体等と連携して実施するセミナー開催等について、事前に県の事業との棲み分けができない。 中長期的な視点に立った、県、市町、商工団体等支援機関の連携による伴走型支援体制を構築する中、国の方針によってその存立が左右される「よろず支援拠点」を位置づけることが難しい。</p> <p>【財源スキーム】 経産省一県(交付金)→よろず支援拠点(委託費)</p> | 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業公募要領 | 経済産業省(中小企業庁) | 栃木県 | <p>本事業は、全国に約385万者いる中小企業・小規模事業者等に対する支援を行う機関のレベル、質、専門分野、活動内容に、これまで機関ごと地域ごとのバラツキがあるなどの課題が存在し、必ずしも経営相談に十分に対応できていないケースがあったため、十分な経営相談が受けられない地域等を結果として生じさせないよう、地域の経営相談機能の強化を図っていくことは国の責務と考え、経営支援窓口(よろず支援拠点)を整備し、既存の支援機関では解決が困難な経営相談に対応する総合的・先進的アドバイスの実施等の支援を行うものである。さらに、同時に全国本部を設置し、各拠点での支援レベル等にバラツキなどが出ないよう適切な評価や管理も行っている。</p> <p>また、都道府県・市町村等の各種支援機関同士の連携については、全国本部による研修等を通じ、拠点が都道府県・市町村の施策等を活用して連携して支援を行っている取組事例や、他の支援機関とよろず支援拠点との連携事例などを発表することで、連携の促進を図っている。</p> <p>加えて、コーディネーター等と実施機関は相互に協力・連携しながら本事業を実施することとしており、定期的に両者間で連携会議等を開催し、それぞれの窓口に相談にきた案件の相互紹介や情報、問題認識の共有に取り組みすることとしている。</p> <p>上記のように、よろず支援拠点は、既存の経営支援体制では支援や解決出来ていない相談に対応するなどのものであり、都道府県・市町村等の各種支援機関と協調しながら、地域の経営支援体制を強化・補完する役割を担うものである。</p> | <p>国のよろず支援拠点設置の趣旨や、県・市町や支援機関と連携しながら地域の経営支援体制を強化するものだという点については十分理解している。</p> <p>その上で、よろず支援拠点がその機能を十分に発揮し、地域の支援機関と連携しながら効果的に中小企業・小規模事業者支援を行うためには、全国画一的な運用を行うべきではなく、コーディネーター等を対象とした研修会等を国が実施するなどして支援レベルを一定以上に保ちながら、県が、地域の実情に応じ、県等の支援策とも連動させ、長期的な視点に立って運用等を行う必要がある。</p> | |

| ＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 | 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項) | 各府省からの第2次回答 |
|---|--|------------------------------------|--|
| <p>北海道、神奈川県、岐阜県</p> <p>○ 中小企業支援センターに配置されている相談員とよろず支援拠点のコーディネーターは、兼務が認められておらず、両者の情報の共有化が課題となっている(相談者にとっては、支援センター、国のよろず支援拠点の区別は、重要な問題ではない)。 ○ 県が中小企業支援センターに設置する「ワンストップ相談」の窓口と、国が設置する「よろず支援拠点」の窓口が分かれていることで、どちらにどのような相談をすべきかが不明確で相談者にとって分かりにくい状態となっている。 また、県が中小企業支援センターに配置している「マネージャー」と国のよろず支援拠点に配置している「コーディネーター」は、経済産業局の指導を受け、同様の業務を行っているにもかかわらず別々に任用されているため、支援業務が非効率となっているとともに、双方の連携強化に支障が生じている。 ○【制度改正の必要性】 県が従来より実施する「総合相談窓口等のワンストップ総合支援」と国の「よろず支援拠点事業」といった類似事業が、同一自治体内で別々に存在することから、事業の棲み分けが不明確で、非効率となっている。 【支障事例】 県が設置する「モノづくりコーディネーター」と国が設置する「よろず支援拠点」の相談窓口が1つの支援機関に併存しているため相談者にとって分かりにくい。 また、よろず支援拠点で受けた相談をモノづくりコーディネーターに引き継ぐ場合がある等、非効率となっている。 【支障の解決策】 国は、各自治体で実施する中小企業ワンストップ総合支援を強化するため、財源および側面から支援を行う。 例えば、国のよろず支援拠点事業の財源を、各都道府県が実施する中小企業ワンストップ総合支援の財源として委譲または各都道府県支援機関への助成とするとともに、各都道府県支援機関のスキルアップのための情報提供や連携促進などの機会を提供するなど支援機関向けの支援(側面支援)を行う、など。</p> | <p>【全国知事会】 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。また、都道府県が実施する中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。</p> | <p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p> | <p>各府省からの第2次回答</p> <p>よろず支援拠点は、①売上拡大や資金繰り等、既存の支援機関では十分に解決できない経営相談に対する「総合的・先進的経営アドバイス」、②事業者の相談に応じた「適切なチームの編成」、③「的確な支援機関等の紹介」等を地域の支援機関・自治体等と連携しながら実施している。 これら機能は、これまで中小企業支援センターや商工会、商工会議所等の地域の支援機関では行われていなかった機能であり、当該支援機関では対応できない相談を受け付け、中小企業が抱える経営課題の解決を図るなど、補完機能を担うものである。 また、よろず支援拠点全国本部による全国レベルでの各拠点の工夫した取組や事例を共有する研修や、全国本部専門家による各拠点への定期的なサポートなどを実施することによって、全国一律による支援拠点の機能強化を図ることが可能となっている。加えて、全国レベルで人材を募集し、本事業のモデルとなっているF-Bizの小出センター長や板橋区立企業活性化センターの中嶋センター長による審査の下、コーディネーターの人選を行うことで、全国のよろず支援拠点に優れた人材を配置することが可能となっている。 こうしたよろず支援拠点の活動に対し、ユーザーからは「様々な機関に相談したが、何処に行っても解決できないなか、よろず支援拠点では手厚い支援を受けた」といった声や、「周囲に相談できる人がおらず、ずっと一人で製品化を進めていたが、よろずに相談してからは気軽に相談できるようになった」といった意見が寄せられ、満足度(ユーザーアンケートの回答数に占める「よろず支援拠点のサービスに満足した」という回答数の割合)も約85%となっており、また、本事業を実施している機関からも「これまでお客さんとして一歩出ていかなかった創業希望者や小規模事業者からの相談が増えて、支援の輪が広がった。」「デザインやITを活用した新たな支援を行うことが可能となった。」といった意見が寄せられ、地域の取組を補完する国の事業として十分な評価を得ているところである。そのため、本事業を都道府県に移管することはユーザー及び支援機関の不利益につながることであり、実施地域である47箇所のうち、42箇所は県が設置している中小企業支援センターからの応募があり、北海道、栃木県、神奈川県、岐阜県においても、中小企業支援センターが実施している。</p> |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 根拠法令等 | 制度の所 管・関係府 省庁 | 提案団体 | 各府省からの第1次回答 | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | |
|------|------|------|--|--|---|-----------------------------|---------------------|------|---|--|------|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | 見解 | 補足資料 |
| 292 | A | 権限移譲 | 産業振興 中小企業・小規模 企業者ワンストップ 総合支援事業 (よろず支援拠点 事業)の移譲等 | <p>県が行っている中小企業支援事業の更なる強化を図るため、国が実施している中小企業支援事業(よろず支援拠点事業)の移譲又は国・県で協調した事業の実施を求める。</p> | <p>【具体的な支障事例】 県が中小企業支援センターに設置する「ワンストップ相談」の窓口と、国が設置する「よろず支援拠点」の窓口が分かれていることで、どちらにどのような相談をすべきかが不明確で相談者にとって分かりにくい状態となっている(別添参照)。 また、県が中小企業支援センターに配置している「マネージャー」と国のよろず支援拠点に配置している「コーディネーター」は、経済産業局の指導を受け、同様の業務を行っているにもかかわらず別々に任用しているため、支援業務が非効率となっているとともに、双方の連携強化に支障が生じている。</p> <p>【地域の実情を踏まえた必要性】 権限移譲等により、都道府県の実施する事業と連携し、地域の実情を適切に反映することで、より効果を上げることが期待される。また、「マネージャー」と「コーディネーター」の兼務を可能とする、「よろず支援拠点」における相談管理のための「相談カルテ」を支援機関の実情に合わせてカスタマイズ可能なものとして、相談案件の一体的管理を可能とするなど、運用を改善した上で、都道府県支援センターで長期的に取り組むことが出来るようにすれば、サービスの面でも、支援スキルの浸透の面でも、より実効をあげることが出来る。</p> | 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業公募要領 | 経済産業省 (中小企業庁) | 神奈川県 | <p>本事業は、全国に約385万者いる中小企業・小規模事業者等に対する支援を行う機関のレベル、質、専門分野、活動内容に、これまで機関ごと地域ごとのバラツキがあるなどの課題が存在し、必ずしも経営相談に十分に対応できていないケースがあったため、十分な経営相談が受けられない地域等を結果として生じさせないよう、地域の経営相談機能の強化を図っていくことは国の責務と考え、経営支援窓口(よろず支援拠点)を整備し、既存の支援機関では解決が困難な経営相談に対応する総合的・先進的アドバイスの実施等の支援を行うものである。</p> <p>また、その実施にあたっては、コーディネーター等と実施機関とで相互に協力・連携しながら本事業を実施することとしており、定期的に両者間で連携会議等を開催し、それぞれの窓口で相談にきた案件の相互紹介や情報、問題認識の共有に取り組むこととしている。</p> <p>さらに、都道府県の実施する事業との連携については、都道府県と連携協定を結んでいるコンビニエへのよろず支援拠点のチラシ等の設置や、都道府県で認定している経営革新計画承認企業のうち、伸び悩んでいる企業リストのよろず支援拠点への共有など、拠点毎に様々な連携に取り組んでいるところであり、よろず支援拠点全国本部による研修等を通じて、こういった連携して支援を行っている事例を他拠点に共有することで、更なる連携の促進を図っている。</p> <p>上記のように、よろず支援拠点は、既存の経営支援体制では支援や解決出来ない相談に対応するなどのものであり、都道府県・市町村等の各種支援機関と協調しながら、地域の経営支援体制を強化・補完する役割を担うものである。</p> <p>なお、相談カルテについては、随時各拠点の要望を受け付け、必要に応じシステム改修を実施し、それらを適切に反映することとしている。</p> | <p>国の責務として、地域の経営相談機能の強化・補完に取り組む意義は理解できる。</p> <p>しかし、質の面で一定の水準を確保していく取組は、都道府県の実施する事業と連携して進めることが効果的であることから、一律に進めるべきではない。</p> <p>本県では、中小企業支援センターに配置している「マネージャー」と国のよろず支援拠点に配置している「コーディネーター」について、関東経済産業局の指導に基づき、同様の業務を行っているにもかかわらず別々に任用しているため、支援業務が非効率となっているとともに、双方の連携強化に支障が生じている。</p> <p>相談カルテについては、随時拠点の要望を受け付け、システム改修を実施する対応をされているのであれば、その他の事項についても、随時要望を受け付け、より効果的な経営相談機能が確保されるよう、地域の実情を踏まえて、適切な対応が図られることを期待する。</p> | |

| ＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 | 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項) | 各府省からの第2次回答 |
|--|--|------------------------------------|--|
| <p>北海道、栃木県、岐阜県</p> <p>○ 中小企業支援センターに配置されている相談員とよろず支援拠点のコーディネーターは、兼務が認められておらず、両者の情報の共有が課題となっている(相談者にとっては、道の支援センター、国のよろず支援拠点の区別は、重要な問題ではない)。 ○【制度改正の必要性】 県が従来より実施する「総合相談窓口等のワンストップ総合支援」と国の「よろず支援拠点事業」といった類似事業が、同一自治体内で別々に存在することから、事業の棲み分けが不明確で、非効率となっている。 【支障事例】 県が設置する「モノづくりコーディネーター」と国が設置する「よろず支援拠点」の相談窓口が1つの支援機関に併存しているため相談者にとって分かりにくい。 また、よろず支援拠点で受けた相談をモノづくりコーディネーターに引き継ぐ場合がある等、非効率となっている。 【支障の解決策】 国は、各自自治体を実施する中小企業ワンストップ総合支援を強化するため、財源および側面から支援を行う。 例えば、国のよろず支援拠点事業の財源を、各都道府県が実施する中小企業ワンストップ総合支援の財源として委譲または各都道府県支援機関への助成とするとともに、各都道府県支援機関のスキルアップのための情報提供や連携促進などの機会を提供するなど支援機関向けの支援(側面支援)を行う、など。</p> | <p>【全国知事会】 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めたと上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。</p> | <p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p> | <p>よろず支援拠点は、①売上拡大や資金繰り等、既存の支援機関では十分に解決できない経営相談に対する「総合的・先進的経営アドバイス」、②事業者の相談に応じた「適切なチームの編成」、③「的確な支援機関等の紹介」等を地域の支援機関・自治体等と連携しながら実施している。</p> <p>これら機能は、これまで中小企業支援センターや商工会、商工会議所等の地域の支援機関では行われていなかった機能であり、当該支援機関では対応できない相談を受け付け、中小企業が抱える経営課題の解決を図るなど、補完機能を担うものである。</p> <p>また、よろず支援拠点全国本部による全国レベルでの各拠点の工夫した取組や事例を共有する研修や、全国本部専門家による各拠点への定期的なサポートなどを実施することによって、全国一律によろず支援拠点の機能強化を図ることが可能となっている。加えて、全国レベルで人材を募集し、本事業のモデルとなっているf-Bizの小出センター長や板橋区立企業活性化センターの中嶋センター長による審査の下、コーディネーターの人選を行うことで、全国のよろず支援拠点に優れた人材を配置することが可能となっている。</p> <p>こうしたよろず支援拠点の活動に対し、ユーザーからは「様々な機関に相談をしたが、何処に行っても解決できないのか、よろず支援拠点では手厚い支援を受けた」といった声や、「周囲に相談できる人がおらず、ずっと一人で製品化を進めていたが、よろずに相談してからは気軽に相談できるようになった」といった意見が寄せられ、満足度(ユーザーアンケートの回答数に占める「よろず支援拠点のサービスに満足した」という回答数の割合)も約85%となっており、また、本事業を実施している機関からも「これまでお客さんとしてリーチ出来ていなかった創業希望者や小規模事業者からの相談が増え、支援の枠が広がった。」「デザインやITを活用した新たな支援を行うことが可能となった。」といった意見が寄せられ、地域の取組を補完する国の事業として十分な評価を得ているところである。そのため、本事業を都道府県に移管することはユーザー及び支援機関の不利益につながる事となる。</p> <p>なお、本事業は公募を通じて実施機関を選定しており、実施地域である47箇所うち、42箇所は県が設置している中小企業支援センターからの応募があり、北海道、栃木県、神奈川県、岐阜県においても、中小企業支援センターが実施している。</p> |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府 庁 | 提案団体 | 各府省からの第1次回答 | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | |
|------|-------------------|----------|---|---|---|--|----------------------|--|--|--|------|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | 見解 | 補足資料 |
| 183 | 地方対 する規 制緩和 | 産業振 興 | セーフティネット保 証(5号)業況の悪 化している業種 の認定要件への 「利益率減少」の 追加等及び指定業 種の見直し | 中小企業への支援を充実 し、地域の維持・発展を回 るため、円安による原材料 の高騰等にも対応するよ う、認定要件に「利益率減 少」を加えるとともに、とり わけ事業基盤が比較的脆弱 な小規模企業については、 認定要件の更なる緩和を求 める。 併せて、指定業種の見直 しを求める。 | 【制度改正の必要性・支障事例等】 全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者を対象としたセーフティ ネット保証(5号)の認定に当たっては、「売上高が前年同期比5%以上減少してい る」又は「原油等について、仕入価格が20%以上上昇しているにも関わらず製品価 格に転嫁できていないことが要件となっているが、売上高の減少に歯止めがか かっている。又は持ち直しているもの、円安による原材料(原油等以外も含む、) の高騰や人件費の増加等の影響で、利益率が悪化している中小企業も少なくない と考えられる。 また、指定業種数が見直し等により減少しており(※)、この結果、本市では、京都 市ならではのものづくり産業(伝統産業関連業種)のうち、清酒製造業(日本酒)や綿 人絹織物業(西陣織)等が指定から除外され、資金繰りに窮するなど、衰退の危機 にさらされている事業者もある。 ※全業種(1133業種)を指定対象とする措置が終了した平成24年11月1日時点:686 業種 →平成27年4月1日時点:254業種(△432業種、△63.0%) 【見直しによる効果】 当該認定要件の緩和及び指定業種の見直しにより、中小企業への支援が充実さ れ、地域の維持・発展に寄与することができる。 | 中小企業信用 保険法第2条第 5項第5号 | 経済産業省 | 京都市 | 中小企業・小規模事業者の資金繰りの確保に当たっては、経営改善を合わせて 実現していくことが極めて重要である。こうした認識の下、本年2月に成立した平成 26年度補正予算では、公的金融機関における貸付制度や保証制度の拡充を実施 したところ。 具体的には、日本政策金融公庫及び商工中金において、原材料・エネルギーコス ト高などの影響を受け、資金繰りに困難を来す事業者等に対して、経営支援を含 む手厚い資金繰り支援を行っている。 また、同補正予算では、各地の信用保証協会が、地域金融機関と連携した経営 支援の取組を一層強化するとともに、経営力強化保証等による借換保証を推進す ることで、経営支援と一体となった資金繰り支援を行っている。 セーフティネット保証5号は、一時的に業況が悪化している業種を指定し、当該業 種に属する事業者が民間金融機関から融資を受ける際に、融資額の100%を信用 保証協会が保証する制度である。 この100%保証は、民間金融機関にとって貸倒れ時のリスクが全くないため、貸付 先企業の経営状況の把握や、経営状況が悪化してきた事業者への経営支援と一 体となった融資への取組が行われにくいという側面があり、要件を拡大することによ り、長い目で見て本当に中小企業・小規模事業者の支援になるのかといった問題も ある。 また、セーフティネット保証5号については、以前は半年に一度であった指定業種 の見直しを昨年から四半期に一度としており、業況が悪化している業種についてよ り迅速に指定することで、きめ細かな資金繰り支援に万全を期しているところ。 | 貴省においては、中小企業支援のため種々の対策を講じておられるところであ る。 また、セーフティネット保証(5号)が100%保証であるがゆえの課題についても理 解するが、本来的には、貸付先企業の経営状況の把握や経営状況が悪化していた 事業者への経営支援と一体となった融資への取組がきちんと行われるよう、実際に 貸付けを行う民間金融機関へのサポートも含めて徹底を図るべきである。 なお、本市が提案した内容のうち、指定業種の見直しについては、見直し期間を 短縮してきめ細かな支援を行っている。この回答をいただいたが、要件に利益率減 少を加えること、及び小規模事業者について要件を緩和すること、についての貴省 の見解が明確に示されていない。 本市の提案理由にあるように、売上高の減少に歯止めがかかっている。又は持ち 直しているもの、円安による原材料(原油等以外も含む、)の高騰や人件費の増 加等の影響で、利益率が悪化している中小企業も少なくないと考えられること、ま た、小規模事業者については、より経営基盤が脆弱であることから、より一層の支 援の拡大が必要であると考えられる。 | |
| 270 | A 権 限移譲 | 産業振 興 | 小規模支援法に基 づく経営発達支援 計画の認定、変更 等に係る経済産業 大臣権限の都道府 県への移譲 | 小規模支援法(商工会及び 商工会議所による小規模 事業者の支援に関する法 律)に基づき (1)商工会・商工会議所が 作成する「経営発達支援計 画」に関する認定・公表、変 更、取り消しの権限を都道 府県に移譲すること。 (2)改正小規模事業者支 援法に基づく伴走型支援に 係る事務権限(補助要件の 設定、公募、審査・採択、補 助金交付等)を移譲するこ と。 | 【提案の経緯・事情変更】 小規模事業者に対する支援は、三位一体改革の中で国の地方への関与が見直され、 都道府県が関係機関等との連携・協力の下に地域の特性や実情に応じた支援 施策を展開しているところであるが、平成26年9月に施行された改正小規模支援法 では、「経営発達支援計画」の認定等の事務は国の役割とされ、審査の過程で都道 府県への参考意見の照会はあるものの、都道府県が直接関与出来ない仕組みとな っている。こうした仕組みの導入を契機に、今後、国の関与の強化や都道府県を 介さない補助金の拡大なども懸念される。 【支障事例等】 経営発達支援計画の認定審査は、国が審査会を開催し外部有識者による評価が行 われているが、審査審査にあたる外部有識者や民間のコンサルタント等は各地 域の実情を熟知しているとは必ずしも言えない。 第1回認定作業が当初は平成27年3月末の予定で進められていたが、大幅にずれ 込み、平成27年5月末においても認定時期が明確に示されていない。 また商工会・商工会議所が「経営発達支援計画」の策定に当たって実施するマー ケティング調査等を支援する、小規模事業者推進対策推進事業における「改正小規 模支援法に基づく伴走型支援に関する補助金」については、未だその詳細が示され ていない状況である。 【効果・必要性】 各都道府県が地域の実情を踏まえて認定等の事務を行うことにより、全国一律の 基準により計画の認可が左右されることなく、より地域の特性や実情を反映した支 援計画の策定が可能となる。 各都道府県が商工会等に交付するスキームとすることで、地域特性や小規模事 業者の実情に応じた補助事業の要件設定が可能となり、より効果的に小規模事 業者が支援できる。 | 小規模支援法 第5、6条 改正小規模事 業者支援法に基 づく伴走型支 援に関する補助金 | 経済産業省 (中小企業 庁) | 兵庫県、滋 賀県、京都 府(1)の み、和歌山 県、関西広 域連合 | (1)経営発達支援計画の認定は、小規模支援法の趣旨を踏まえ、全国の商工会及 び商工会議所の範となるようなモデル性を有し、相応の機能強化が図られると考え られる計画に限り認定・公表し、これを全国に展開・普及させることで、全国の商工 会・商工会議所の小規模事業者に対する支援機能を強化していくことを目的として いる。 このため、全国的なレベルでの先進性、同様の課題を抱えた他地域へ展開可能 な普遍性、他地域の情報も踏まえて高い効果が見込めるか等のモデル性を問う ものであるため、全国的な情報を基に国が統一的に認定を行う必要があり、移譲す ることはできない。 (2)「改正小規模支援法に基づく伴走型支援に関する補助金」に関する事務移譲の ご提案は、(1)の移譲が前提の提案であると思われる。そのため、経営発達支援計 画の認定とともに国が引き続き、実施することが適当である。 | 現在は制度の創成期であり、全国レベルでのモデル性を重視した統一的な審査 基準に基づいた認定となっているが、本計画は全国の商工会・商工会議所に展開 普及させていくには、地域の特性や実情に応じた対応がより重要になると考える。 そのため、本計画の認定、変更等の権限は各都道府県に移譲すべきである。 | |

| <p><新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p> | <p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p> | <p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p> | <p>各府省からの第2次回答</p> |
|---|---|------------------------------------|---|
| <p>山形市、神奈川県、静岡県、浜松市、島根県、宮崎県、沖縄県</p> <p>○ 同様に、売上高の減少に歯止めがかかっている傾向にあるものの、原材料等の高騰により利益にはつながっていないため、以前として経営は厳しい状況である。 そのような状況の中、指定業種数も減少しているため、セーフティネット保証(5号)の認定を受けることが難しくなっている。 ○ 指定対象業種に該当しないために適用を断念したケース(主に金融機関からの電話問合せ)が複数あった。また、資材や人件費の高騰により利益率が悪化しているとの声が建設業他さまざまな業種の事業者から上がっている。 ○ 異なる複数の業種を営んでいる事業所からの申請について、全体の売上高では「前年同期比5%以上減少」を達成しているが、全体の売上高に対する指定業種の減少額の割合となると基準にまで到達せず、結果として認定を受けられない事例が多く見受けられる。また、同じ商品を取り扱っていても卸売業が指定されている一方、小売業は対象外といったケースも多く、業種リストの見直しの必要性を感じている。 ○ 景気は、緩やかに回復しているものの、日本銀行横浜支店「企業短期経済観測調査結果(2015年6月)」によれば、当方制度融資の利用の約3割を占める建設業では、売上は増加する一方で、経営利益は赤字となっており、厳しい状況にある。 こうした現状を踏まえ、認定要件に利益率減少を追加する提案に賛同する。 ○ 【支障事例】 指定業種数が減少しているため、また、時期についても四半期に1度と早まっているため、認定を受けるために主たる業種を変更している事例もある。 ○ 国への重点要望として、同様の要望を実施(要望内容) 依然として厳しい経営状況にある地域の中小企業の資金繰りに支障を来さないように、セーフティネット保証5号の対象業種や対象要件を拡充するなど金融セーフティネットの機能維持に万全を期すること。 ○ 民間企業と合同で実施した企業動向アンケート調査によると、卸小売業で、円安による仕入価格の上昇等により業況が悪化したと回答した企業が多い状況にあり、円安による利益率悪化に対応した認定要件の緩和が必要と考える。 また、指定業種について、地域の実情と乖離がある業種(宿泊業等)も見受けられるため、地域の実情に応じた業種指定を行う必要があるものと考え。 ○ 小規模企業の割合が全国よりも高く、廃業率も高い状況にある。経営基盤の脆弱な小規模企業に対する支援策の一つとして、認定要件の更なる緩和が必要である。</p> | <p>【全国知事会】 経済情勢を踏まえセーフティネット保証5号の認定要件や業種指定の随時見直し、日本政策金融公庫のセーフティネット貸付の取扱期間の延長、金融機関に対する指導強化により、金融のセーフティネットに万全を期すべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> | | <p>利益率基準については、利益率の減少が売上高等の減少によって生じているのであれば現行の基準においても対象となる。また、原油・石油製品等の価格高騰によって利益率の減少が生じているのであれば、原材料価格高騰に係る認定基準で対応可能である。 一方、利益率は、人件費等のコストの増加も含まれることになるため、利益率の減少が必ずしも業種の構造不況によるものであるということが困難であるものと認識。 なお、現下のデフレの経済状況を踏まえ、影響を受ける中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援するため、売上高基準については緩和措置(10%減少→5%減少)を実施しているところ。 また、小規模事業者については、現状においても、セーフティネット保証とは別に、融資額の100%を保証する制度(特別小口保険にかかる保証、小口帯細企業保証)を用意している。</p> |
| <p>○ 国による認定作業に時間を要しているため、認定された商工会等はもとより、認定とならなかった商工会等にもその後の対応を検討する時期が遅くなるため支障が生じているところ。 国の認定作業の過程で、都道府県に意見照会されているが、その期限が1週間程度と大変短く、個々の計画に対する意見を付すことに困難が生じた(申請件数は32件)。</p> | <p>【全国知事会】 「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」に基づく経営発達支援計画の認定は経済産業大臣が行うとされているが、小規模事業者支援事業は、直接的には都道府県の指導・監督のもとに実施されるものであることから、国により認定申請事務手続き及び審査基準を速やかに確立したうえで、都道府県知事が実施できるよう検討を進めること。 また、経営発達支援事業の実施に伴い新たに必要となる商工会・商工会議所での人員増などへの支援についても国において対応するなど、都道府県の実施する経営改善普及事業の事務局体制が損なわれることのないよう配慮すること。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい</p> | | <p>提案団体の見解のとおり、経営発達支援計画の認定は、全国的なレベルでの先進性、同様の課題を抱えた他地域へ展開可能な普遍性、他地域の情報も踏まえつつ高い効果が見込めるか等のモデル性を問うものであるため、全国的な情報を基に国が統一的に認定を行う必要があり、移譲することはできない。 支障事例の1点目は、具体的な支障が不明確であるが、2点目の意見照会の期間について、第2回認定以降は、期間を2〜3週間に大幅に延長する予定である。 全国知事会からの意見について、そもそも経営発達支援事業は、経営改善普及事業の一部として商工会及び商工会議所が実施する事業であり、事務局体制が損なわれることはないものと認識している。</p> |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府 省庁 | 提案団体 | 各府省からの第1次回答 | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | |
|------|-----------------------|----------|----------------------------|---|---------------------------------------|----------------------|-----------------|--|--|---------------------------|------|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | 見解 | 補足資料 |
| 293 | A 権 限 移 譲 | 産業振 興 | 中小企業再生支 援に関する事務の 移譲等 | <p>県が、創業から再生まで、企業の成長段階に応じた一貫した支援を主体的に実施するため、国が行っている中小企業再生支援事業の移譲又は県の関与の拡大を求める。</p> <p>【具体的な支障事例】 小規模企業を含む中小企業が、地域で事業を持続し、成長発展していくためには、企業の成長段階に応じ、地域の実情を適切に反映したきめ細かな支援を実施していくことが不可欠であり、再生支援業務についても、県が、地域の実情や再生支援に至るまでの支援の経緯も踏まえながら主体的に関与することが望ましい。 しかし、例えば、法律や平成26年の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」について上、中小企業再生支援について国と地方公共団体が相互に連携して取り組むこととなっているが、県の職員が参加して行う協議会の全体会議は、通常年1回の開催であり、会議で配布される支援先の情報も会議終了後直ちに回収される状況である。 また、協議会が持つ支援先企業の情報について、協議会事務局職員以外の県支援センター職員には一切開示がされず、県及び県支援センターは主体的に支援に関与できない状況となっている。</p> <p>【地域の実情を踏まえた必要性】 県及び県支援センターとの実質的な連携を確保し、支援先に関する情報を共有し、県支援センターが主体性を発揮できる仕組みとした上で、支援手法によって協議会事業と支援センター事業で役割分担する（例えば、債権者調整は協議会、経営改善は支援センターなどとする）ことや、プロジェクトマネージャーの選任のプロセスへの県の実質的関与を強化することで、県支援センターの一貫した支援の範囲を拡大することが出来る。 なお、金融検査上や税制上の取扱いを維持した上で、再生支援を一層推進していくため、国において金融検査マニュアルなどとの整合が図られた適切なマニュアルを整備し、都道府県と共有するべきであると考ええる。</p> | 産業競争力強化法第127条、第128条 | 経済産業省 (中小企業 庁) | 神奈川県 | <p>各都道府県において中小企業・小規模事業者の事業再生を支援する中小企業再生支援協議会では、すでに、よろず支援拠点や経営改善支援センター、事業引継ぎ支援センターなど、様々な中小企業支援機関と連携しながら、総合的かつ一貫した支援が実施されているものと考えている。</p> <p>また、再生支援協議会事業において、地域ごとに異なる運用がなされた場合、取引先を広く有する金融機関は、地域によって支援の運用が異なることで、債権放棄等の金融支援に応じることが極めて困難となる。</p> <p>そして、地域ごとに異なる運用がなされ、全国統一された支援業務を担保できなくなると、金融庁や国税等から認められている金融検査上の取扱い（貸出条件緩和と債権としにくい取扱い）や課税上の取扱い（債務免除益課税の緩和、無税償却）の維持が困難となる。これらの取扱いが認められなくなった場合、中小企業の事業再生に多大な影響を及ぼす。</p> <p>さらに、都道府県は中小企業者への債権者として、直接貸付や債務保証をしており、その債権者である都道府県が事業再生を実施する場合、税金を基に貸付や債務保証を実施していることから、債権放棄等に対し、消極的になることも想定され、委託者である都道府県に対し、委託者である認定支援機関が適切な対応を取りにくいという状況が生じる。このような利益相反を生じるほか、適正に認定支援機関の認定や監督を実施することは困難である。</p> <p>なお、支援先企業の情報については、極めて繊細な信用情報であることから、支援先であること自体、伏せて支援に取り組み等、細心の注意をもって管理している。中小企業再生支援協議会は公正・中立な第三者の立場から金融機関との調整を図りつつ再生計画の策定支援を行っているところ、当事者の承諾なしに当事者以外の者に情報を開示することは守秘義務の観点から基本的にありえない。この点、御理解を賜りたい。</p> | <p>再生支援業務は、支援先企業の情報に限らず、支援業務の情報についても秘匿性が高く、支援機関間での情報共有の仕組みが充分確保されていないため、総合的かつ一貫した支援の実質的な実施は、困難であると考える。</p> <p>金融検査上の取扱いや課税上の取扱いを確保していくため、全国的に統一された運用を行う必要性は理解できるが、そのことと、都道府県が関与する範囲を極めて限定的にして運用することは、必ずしも直結するものではないと考える（国が整備したマニュアルに基づいて、都道府県が系統金融機関（農業協同組合等）の監督・検査を実施している例がある）。</p> <p>債権放棄に関しては、これまで提案募集方式において、「適正な手続きがあれば地方自治体としても対応せざるを得ず、地方自治体が行う認定支援機関の認定や監督には影響がない」との主張がなされているところである。</p> <p>そこで、これらのことを踏まえ、中小企業の事業再生に必要な取扱いを維持した上で、都道府県がより主体的に再生支援業務にまで関与できる仕組みの構築について、再考願いたい。</p> | | |
| 313 | A 権 限 移 譲 | 産業振 興 | 創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲 | <p>地域活性化のためには、地域の実情を踏まえたきめ細かな創業支援に取り組む必要があり、創業に係る施策も県・市町が相互に連携しつつ、関連性を持たせながら行う必要があるが、創業支援事業計画については、国から情報共有があっても県が認定権限を有していないため、市町に対し同計画策定に向けた働きかけも十分にできず、地域の実情に応じた主体的・効果的な創業支援に取り組める環境にない。</p> <p>そこで、創業支援事業計画の認定権限の移譲を受ければ、同計画の策定・実施を通じ、本県で積極的に実施している創業セミナーの開催等創業支援に向けた事業及び市町の創業支援事業との一層の連携を図ることができるなど、県と市町の役割分担の下、地域の資源を有効に活用した創業支援を行うことができる。また、創業・第二創業促進補助金に関しては、本県では、これまで、(公財)かがわ産業支援財団が地方事務局として同補助金の窓口となり、県民に対しその周知に努めるとともに、申請受付時等においては、県の支援施策の紹介等も行ってきた。さらに今年度からは、支援を受けた事業者等を対象に、創業後間もない廃業をしないよう、創業後セミナーの開催や中小企業診断士等の専門家の巡回指導など、創業者のフォローアップに取り組んでいる。</p> <p>しかし、今年度から、創業・第二創業促進補助金の地方事務局が廃止され、県民と県及び県の関係機関との接点が減少し、同補助金やこれを通じた県・市町の関連施策の周知の機会が減少するとともに、創業者の情報を得る機会の減少に伴い、創業後のフォローアップにも支障が生じている。</p> <p>創業・第二創業促進補助金の移譲を受ける（県へ交付金として交付）ことで、県と市町が連携して同補助金の周知と合わせた創業支援事業の紹介を積極的に行うことができることと、補助金の交付を受けた者へのフォローアップなど、県の創業支援事業との連携や、地域の実情に合わせた募集時期・期間の設定、産業分野の重点化を図ることができるなど、きめ細かな制度設計が可能であり、創業支援を受ける者にとつてのメリットが大きい。</p> <p>以上のことから、創業支援事業計画の認定権限及び創業・第二創業促進補助金に係る権限及び財源の都道府県への移譲を提案する。</p> | 産業競争力強化法第113条、114条、137条3項創業・第二創業促進補助金 | 総務省・経済産業省 | 香川県 徳島県 | <p>ご提案の「創業支援事業計画の認定権限」及び「創業・第二創業促進補助金」については、「平成26年の地方からの提案に関する対応方針」(平成27年1月閣議決定)の内容に従い対応していく。</p> <p><「平成26年の地方からの提案に関する対応方針」> ①創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に創業支援事業計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを平成26年度中に地方公共団体及び経済産業局に通知する。 ②創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ③創業等に要する経費に対する補助(地域需要創造型創業・創業促進補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できるようにするなどの措置を講ずる。</p> | <p>1. 創業支援事業計画の認定 創業支援については、創業支援事業計画の策定主体である市町村に十分なノウハウがない場合が多く、市町村により近い都道府県に認定権限があれば、より市町村と連携して、都道府県の施策とも連携付けた効果的な創業支援を行うことができると考えている。</p> <p>2. 創業・第二創業促進補助金 香川県では創業支援を受けた事業者などを対象に、支援後のフォローアップにも取り組んでいるが、平成26年度補正予算から地方事務局が廃止され、申請受付窓口等が民間企業に一本化されたことで、創業者の情報を得る機会が減少し、フォローアップにも支障が生じている。 創業・第二創業促進補助金の移譲を受けることにより、創業から創業後のフォローアップまでの一貫した支援を、地方が、地域の実情に応じて、主体的・効果的に行うことができるものと考えている。</p> | | |

| ＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 | 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項) | 各府省からの第2次回答 |
|---|---|--|---|
| <p>○ 再生支援協議会が有する再生支援先企業の情報は開示されておらず、主体的な支援ができない状況にある。</p> | <p>【全国知事会】 中小企業再生への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業再生支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。</p> | | <p>そもそも再生支援業務に係る情報は、その情報が外部に漏れることで風評被害等により、事業者の事業再生等の可能性が低下しないよう慎重に管理するべきものであり、権限移譲の話とは別議論と認識しているところ。ちなみに、再生支援協議会では、相談企業との窓口相談対応の結果、再生支援協議会以外の支援機関での支援が適当と判断される場合には、相談企業の了解のもと、関係支援機関への申し送りが出る旨、再生支援協議会事業の実施基本要領上で規定している。</p> <p>また、地方公共団体の中には、認定支援機関と連携をとりながら、統括責任者の人選に関わるなど、相互に連携しながら再生支援業務体制を構築している事例も見受けられるところであり、地方公共団体が主体的に再生支援業務に関与できる仕組みはすでに整備されていると認識。</p> <p>なお、再生支援業務の実施において、地域によって中小企業が満足に再生支援を受けられない事態は避けなければならないところであり、税制措置や実施基本要領等のマニュアルについては、国の指導・監督の下、各地域で異なる運用がなされないことが前提になっており、その前提が崩れば、地域金融機関や税務当局等からの再生支援協議会に対する信頼性が崩れる危険性も否定できない。</p> <p>さらに、地方公共団体の債権放棄に関連し、地方公共団体が保証協会と損失保証契約を結んでいる案件で、事業再生のために保証協会が求償権を放棄したくても、地方公共団体側に求償権を円滑に放棄できるような条件が整備されていないために、事業再生が停滞している事例も報告されているなど、地方公共団体によっては、債権放棄等が円滑に実施される体制になっていない現状もある。</p> <p>以上のことを踏まえると、引き続き、国の統一的な指導・監督の下、再生支援業務を実施すべきと考えているが、現行制度上でも、地方公共団体が主体的に再生支援業務に関与できる仕組みであることから、今後とも、認定支援機関と連携しながら、再生支援業務を実施して頂きたい。</p> |
| <p>神奈川県、東温市</p> <p>○① 補助金の窓口が東京1本になり完全に書面だけの審査となったため、「作文の上手な人」が有利となり、実情を踏まえた採が困難と思われる(創業者の場合補助金手続きに慣れた者は希であるためその傾向が強くなると思われる。従来は地方事務局が面談等していた。)</p> <p>② (創業支援事業者の関わりが一部想定されているが)地元での支援機関での相談・指導やその後の継続支援が担保されていないことに加え、「補助金ありき」での創業が増えることが見込まれ、創業計画の改善や創業後の持続性・成長性の確保が困難となる。(従来は地方事務局で事前や申請時に相談を受けアドバイス等を行っていた。決定後も事業者に訪問面談していた)</p> | <p>【全国知事会】 中小企業の新たな事業の創出への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業の新たな事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲し、創業支援事業計画に基づく補助金については自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。</p> | <p>○ 創業・第2種創業促進補助金(創業補助金)について、第1次ヒアリングにおいて、「閣議決定に記載していた各都道府県の地域審査会を、廃止して全国の窓口が一本化したことについて、対外的な説明責任があるのではないか」という指摘に対して、「御指摘のとおり」という回答があったが、創業促進補助金の窓口を一本化した経緯等について、明確に御説明いただきたい。</p> <p>○ 創業補助金について、第1次ヒアリングにおいて「地方事務局を置けるかどうかというのはこの場ですぐには申し上げられないが、都道府県の関与の連携を強める方向で運用改善を考えていきたい」、「地方事務局と類似の機能を次の制度でビルトインするのであれば、都道府県に説明、相談する」等の御説明があったが、概算要求の期限(8月末)を迎えた現時点での検討状況をお示しいただきたい。</p> <p>○ 創業補助金について、第1次ヒアリングで指摘したとおり、数千件の創業支援補助金の審査を国が一括してやらなければいけないということに元々無理があると思われるので、国は採択基準を定める程度の役割に特化し、事務・権限を都道府県に移譲するべきではないか。</p> <p>○ 創業補助金について、第1次ヒアリングで指摘したとおり、今後の創業補助金の予算編成過程においては、向補助金と密接に関連する創業支援事業計画の制度運用状況を可能な限り検証し、地方分権、地方自治の観点からその結果を反映していただきたい。</p> <p>○ 創業支援事業計画認定権限の都道府県への移譲について、第1次ヒアリングにおいて、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)における「現在の制度枠組みを含めた検証」を、「産業競争力強化法施行2年となる来年1月から3月で行いたい」という御説明があったが、当該検証はどのように行う予定か、御教示いただきたい。</p> | <p>第1次回答で示したとおり、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月閣議決定)の内容に従い対応していく。</p> <p>＜平成26年の地方からの提案等に関する対応方針＞ ① 創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に創業支援事業計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを平成26年度中に地方公共団体及び経済産業局に通知する。</p> <p>② 創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>③ 創業等に要する経費に対する補助(地域需要創造型起業・創業促進補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できるようにするなどの措置を講ずる。</p> <p>①については、26年度中に実施済みである。(産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定に係る都道府県の支援について(平成27年2月6日付総行政10号)) ②については、現在の制度枠組みを含めた検証を来年1月から3月に実施予定。 ③については、現在、概算要求中の平成28年度予算案において、地域審査会を設置し、都道府県が関与する方法を検討しているところ。</p> |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府 省庁 | 提案団体 | 各府省からの第1次回答 | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | |
|------|------|------------|--------------------------------|--|---|--|--------------------|--------------------|---|--|------|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | 見解 | 補足資料 |
| 52 | A | 権限移譲 | 産業振興 創業支援に関する事務・権限の都道府県への移譲 | 経済産業局等が行っている創業支援に関する事務・権限を都道府県へ移譲し、集中させること。 | 【制度改正の必要性】 地域経済の担い手である中小企業等への支援は、日頃から地域の中小企業や商工団体、市町村等と密接に連携して産業労働施策を推進し、地域の実情に精通し分野を超えたネットワークを有する総合的な行政主体である都道府県が一元的に担えば、ワンストップでより効果的・効率的に行える。 創業支援については、国と都道府県がそれぞれ創業者等への支援事業を展開しており、典型的な二重行政となっている。本県では、創業支援の取組として、平成16年に創業・ベンチャー支援センター埼玉を開設しており、平成26年度までに2,235社の起業実績を上げている。国と都道府県に分かれている創業支援を都道府県が一元的に行えば、こうした創業支援の実績を活用し、日頃の市町村や商工団体とのネットワークを生かして、より効果的な支援を行うことができる。 【支障事例】 身近な県で創業に向けた助言を受けている創業者にとって、国の補助金を利用して資金確保するために国側の手続の窓口に出向かなければならないことが二度手間になっている現実がある。また、国の補助対象事業に適合させるため、創業・ベンチャー支援センター埼玉等とは異なる助言等を受けて、事業計画の変更等が必要となることも考えられる。 創業・第二創業促進補助金(H24～25は地域需要創造型等起業・創業促進補助金)については、25年度までは各都道府県ごとにその関係機関等が地域事務局を務めていたが、26年度からは経済産業省が委託した民間企業1社が事務局になったので、都道府県との関係が希薄化している。 | 経済産業省組織規則第231条19号等 創業・第二創業促進補助金募集要項 | 経済産業省、経済産業省(中小企業庁) | 埼玉県 | ご提案の「創業支援事業計画の認定権限」及び「創業・第二創業促進補助金」については、「平成26年の地方からの提案に関する対応方針」(平成27年1月閣議決定)の内容に従い対応していく。 <平成26年の地方からの提案に関する対応方針> ①創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に創業支援事業計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを平成26年度中に地方公共団体及び経済産業局に通知する。 ②創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ③創業等に要する経費に対する補助(地域需要創造型起業・創業促進補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できるようにするなどの措置を講ずる。 | ・ 回答では、「平成26年の地方からの提案に関する対応方針」(平成27年1月閣議決定)の内容に従い対応していく。」とあるが、現時点では一部の措置がなされておらず、具体的な内容が分からない状況である。 ・ ①については、「都道府県に創業支援事業計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを通知する」とされているが、地方分権の観点から権限移譲の必要性を訴えているとご理解いただきたい。 ・ ②については、検証状況及び必要な措置の具体的内容について早期に示していただきたい。なお、措置の内容を検討するに当たっては、権限移譲が実現する方向で検討をお願いしたい。 ・ ③については、「都道府県の担当者が地域審査会に参加できるようにする」とされているが、現在の創業・第二創業補助金においては、全国的審査委員会が設置されているだけであり、地域審査会は設置されていない。今後、どのような形で実施するのか具体的に示していただきたい。 また、このような補助事業については、「都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる制度とすることが必要である。」と提案したところである。平成26年の地方からの提案に関する対応方針では、そこに踏み込んだ回答はなされていない。このことに関しても、移譲が実現されるよう検討をお願いしたい。 | |
| 230 | B | 地方に対する規制緩和 | 産業振興 地域団体商標の申請手続の簡略化 | 地域団体商標の周知性に係る出願人所在地以外の都道府県については情報提供のみを行い、照会を廃止する | 地域団体商標については単一の都道府県で周知されているだけでは登録要件を満たさないことから、出願人の所在地以外の都道府県へも、特許庁により周知されているか照会されている。 しかし、他都道府県に所在する団体が出願する地域団体商標について、照会に添付されている回答要領に記載されている報道、記事掲載等の実績等の周知性を回答するには、地方新聞紙などのメディア報道実績や事業者が配布しているパンフレットやチラシ等の広報物の回付状況を調査する必要があるが、当該実績があったとしても周知性を判断することは難しく、また出願人が管轄区域内で活動しているかも不明なため対応が困難であることから情報がないとして回答するしかない状況である。 実態としては、出願者自身等において周知性を証明していることから、一斉照会を廃止し、出願人の所在地以外の都道府県には情報提供のみを行い、出願人の所在地である都道府県のみ回答するものとする。各都道府県への照会と各府県における対応、とりまとめ作業を省力化し、手続きの迅速化を図る。 | 商標法第7条の2 商標法第77条第2項 特許法第194条2項 調査事項に対する回答要領2(1) | 経済産業省(特許庁) | 京都府 兵庫県、鳥取県、徳島県 | 当該照会業務の目的は、商標法第77条第2項で準用する特許法第194条第2項の「審査官は、関係行政機関に対して審査に必要な調査を依頼することができる」という案文を根拠として、地域団体商標はその登録要件として一定範囲の周知性が必要なことから、出願された地域団体商標の周知性を審査官が判断するにあたり、当該照会によって提出された資料をその周知性の判断根拠として使用することを目的としている。これは、当該出願された商品・役務の種類、取引形態等によっては、出願元の都道府県以外の都道府県で周知されている事実があれば有用であるためである。 ご指摘のとおり、照会の実施要領に従い、地方新聞紙などのメディア報道実績や事業者が配布しているパンフレットやチラシ等の広報物の回付状況の実績をもって、出願元以外の都道府県の行政機関が、周知性を判断することは難しいという状況は理解できる。 上記を踏まえ、今後の方向性としては、当該出願人所在の都道府県の行政機関に対してのみ従前通りの照会を行うこととし、それ以外の都道府県に対しては特許庁から出願事実の情報共有をすることとした。なお、商標の周知性判断に際して、出願元以外の都道府県から情報が提供されることは審査において有用であることから、任意で情報提供することは可能とすることとした。 | 手続の簡略化及び時間短縮に向け、引き続き制度改正の前向きな検討をお願いする。 | |

| ＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 | 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項) | 各府省からの第2次回答 |
|--|---|--|--|
| <p>東温市</p> <p>○① 補助金の窓口が東京1本になり完全に書面だけの審査となったため、「作文の上手な人」が有利となり、実情を踏まえた採が困難と思われる(創業者の場合補助金手続きに慣れた者は希少であるためその傾向が強くなると思われる。従来は地方事務局が面談等していた。)</p> <p>② (創業支援事業者の関わりが一部想定されているが)地元での支援機関での相談・指導やその後の継続支援が担保されていないことに加え、「補助金ありき」での創業が増えることが見込まれ、創業計画の改善や創業後の持続性・成長性の確保が困難となる。(従来は地方事務局で事前や申請時に相談を受けアドバイス等を行っていた。決定後も事業者に訪問し面談していた)</p> | <p>【全国知事会】</p> <p>中小企業の新たな事業の創出への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業の新たな事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲し、創業支援事業計画に基づく補助金については自由度をできるだけ高め、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。</p> | <p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p> <p>○ 創業・第2種創業促進補助金(創業補助金)について、第1次ヒアリングにおいて、「閣議決定に記載していた各都道府県の地域審査会を、廃止して全国の窓口が一本化したことについて、対外的な説明責任があるのではないか」という指摘に対して、「御指摘のとおり」という回答があったが、創業促進補助金の窓口を一本化した経緯等について、明確に御説明いただきたい。</p> <p>○ 創業補助金について、第1次ヒアリングにおいて「地方事務局を置くかどうかというのはこの場ですぐには申し上げられないが、都道府県の関与の連携を強める方向で運用改善を考えていきたい」、「地方事務局と類似の機能を次の制度でビルトインするのであれば、都道府県に説明、相談する」等の御説明があったが、概算要求の期限(8月末)を迎えた現時点での検討状況をお示しいただきたい。</p> <p>○ 創業補助金について、第1次ヒアリングで指摘したとおり、数千件の創業支援補助金の審査を国が一括してやらなければいけないということに元々無理があると思われるので、国は採択基準を定める程度の役割に特化し、事務・権限を都道府県に移譲するべきではないか。</p> <p>○ 創業補助金について、第1次ヒアリングで指摘したとおり、今後の創業補助金の予算編成過程においては、同補助金と密接に関連する創業支援事業計画の制度運用状況を可能な限り検証し、地方分権・地方自治の観点からその結果を反映していただきたい。</p> <p>○ 創業支援事業計画認定権限の都道府県への移譲について、第1次ヒアリングにおいて、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)における「現在の制度枠組みを含めた検証」を、「産業競争力強化法施行2年となる来年1月から3月で行いたい」という御説明があったが、当該検証はどのように予定か、御教示いただきたい。</p> | <p>第1次回答で示したとおり、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月閣議決定)の内容に従い対応していく。</p> <p>＜「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」＞</p> <p>① 創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に創業支援事業計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを平成26年度中に地方公共団体及び経済産業局に通知する。</p> <p>② 創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>③ 創業等に要する経費に対する補助(地域需要創造型起業・創業促進補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できるようにするなどの措置を講ずる。</p> <p>①については、26年度中に実施済みである。(産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定等に係る都道府県の支援について(平成27年2月6日付総行政10号))</p> <p>②については、現在の制度枠組みを含めた検証を来年1月から3月に実施予定。</p> <p>③については、現在、概算要求中の平成28年度予算案において、地域審査会を設置し、都道府県が関与する方法を検討しているところ。</p> |
| <p>福岡県</p> <p>○ 同様の支障事例がある(他都道府県に所在する団体が出願する地域団体商標について、照会に添付されている回答要領に記載されている報道、記事掲載等の実績等の周知性を判断することは難しく、また出願人が管轄区域内で活動しているかも不明なため、情報がないとして回答するしかない状況である)。</p> | | | |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府 省庁 | 提案団体 | 各府省からの第1次回答 | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | |
|------|------------|------|---------------------------------|--|---|-------------------|-----------------|---|---|--|------|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | 見解 | 補足資料 |
| 116 | 地方に対する規制緩和 | 産業振興 | 原子力発電施設立地地域共生交付金の交付対象事業への弾力的な充当 | 当交付金は県が作成し、国の承認を受けた地域振興計画に基づき交付されるものであるが、入札減少が生じ、執行額が事業ごとの計画額を割り込んだ場合には、他の事業に充当できず、交付限度額どりの交付を受けることができない。 （当交付金は、同交付金交付規則第3条第3項に定める地域振興計画に基づき交付されるものであり、本県の場合、核燃料サイクル交付金では基金を造成しているのに対し、共生交付金は当該年度での実施事業費を申請している。） 共生交付金もサイクル交付金と同様に、基本的には、入札減少などの発生により、その年度のその事業の交付金充当実績額が計画額を割り込んだ場合には、その割り込んだ額については、地域振興計画の変更により翌年度以降の同事業に充当することができることになっている。 現在のところ、地域振興計画書に位置付けた個別事業ごとの交付金充当額に変更は生じていないが、今後、事業最終年度に入札減少が発生し、個別事業ごとの事業費に充当しきれず、個別事業間での流用ができなければ、サイクル交付金と同様に、交付限度額(25億円)どりの交付を受けることができない懸念がある。 【効果】 大臣の承認が必要な地域振興計画の柔軟な変更等により、入札減少金を他の事業に充当することにより、交付金が地方の実施事業に十分活用できることとなり、一層の原子力発電施設の長期的な運転の円滑化に資することができる。 | 原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則第3条 | 経済産業省(資源エネルギー庁) | 愛媛県 | 現行の交付規則第9条第3号にて対応可能である。 【参考】原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則(抄) (交付の条件) 第九条 経済産業大臣は、第八条第一項の規定による交付金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。 三 交付金事業の内容の変更をしようとするときは、経済産業大臣の承認を受けるべきこと。 | 特になし 【参考】 経済産業省からの第1次回答を踏まえた同省への照会と回答は次のとおり。 ■照会内容 共生交付金交付規則9条3号で対応可能ということは、変更承認申請により、入札減少金を他事業に充当することも可能ということか。(地域振興計画において各事業ごとに配分した交付金充当額を変更できるという理解でよいか。) ■回答 交付金事業実施交付年度(事業終了前)において、地域振興計画及び交付決定の変更承認を受ければ、入札減少金を他事業に充当することも可能です。 | | |
| 117 | 地方に対する規制緩和 | 産業振興 | 核燃料サイクル交付金の交付対象事業への弾力的な充当 | 当交付金は県が作成し、国の承認を受けた地域振興計画に基づき交付されるものであるが、入札減少が生じ、執行額が事業ごとの計画額を割り込んだ場合には、他の事業に充当できず、交付限度額どりの交付を受けることができない。 核燃料サイクル交付金交付規則第3条第3項に規定する大臣の承認が必要な地域振興計画の柔軟な変更等により、交付金が地方の実施事業に十分活用できるような制度としてほしい。 | 【支障事例】 現行制度は、県が作成し、国の承認を受けた地域振興計画に基づき交付されるものであるが、入札減少が生じ、執行額が事業ごとの計画額を割り込んだ場合には、他の事業に充当できず、交付限度額どりの交付を受けることができない。 （当交付金は、同交付金交付規則第3条第3項に定める地域振興計画に基づき交付されるものであり、本県の場合、事業実施の前年度までに、同交付金により基金を造成し、その基金を取り崩すことにより、地域振興計画に定めた事業を実施している。） 基本的には、入札減少などの発生により、その年度のその事業の交付金充当実績額が計画額を割り込んだ場合には、その割り込んだ額については、地域振興計画の変更により翌年度以降の同事業に充当することができることになっている。 しかし、平成22年度の伊予町の防災行政無線整備事業に要する財源は、平成21年度に交付申請し交付決定を受け積み立てたものであり、22年度に入札減少が発生したが、単年度事業であったため、翌年度以降に活用することができず、国へ返還した経緯がある。 本制度は60億円を限度として交付されるものであるが、本県では、この入札減少金を返還しており、限度額どりの交付を受けることができない見直しであるため、地域振興計画の変更承認などにより、サイクル交付金を活用する予定事業の中であれば、交付申請内容と異なる事業への充当も可能となるような制度とし、交付限度額全額の事業への充当ができるようにしていただきたい。 【効果】 大臣の承認が必要な地域振興計画の柔軟な変更等により、入札減少金を他の事業に充当することにより、交付金が地方の実施事業に十分活用できることとなり、一層の核燃料サイクル施設の設置及び運転の円滑化に資することができる。 | 核燃料サイクル交付金交付規則第3条 | 経済産業省(資源エネルギー庁) | 愛媛県 | 現行の交付規則第8条第3号にて対応可能である。 【参考】核燃料サイクル交付金交付規則(抄) (交付の条件) 第八条 経済産業大臣は、第七条第一項の規定による交付金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。 三 交付金事業の内容の変更をしようとするときは、経済産業大臣の承認を受けるべきこと。 | 特になし 【参考】 経済産業省からの第1次回答を踏まえた同省への照会と回答は次のとおり。 ■照会内容 サイクル交付金交付規則8条3号は、当該年度に交付決定を受けた交付金事業の内容変更に係る規定であると理解しているが、本県の場合、事業年度の前年度に交付金により基金を積み、翌年度に基金を取り崩して事業実施しているため、入札減少が発生した事業実施年度の時点では、事業内容の変更承認を受けるタイミングを逃しているため、他事業への充当ができないと考えられるが、現行の交付規則で対応可能とするならば、具体的にどのような手続きにより、入札減少金を国に返還することなく、他事業に充当することが可能だったのか。(また、今からでも規則8条3号に基づく交付金事業の変更承認により、国への返還金を再度交付いただく他事業に充当することが可能なか。) ■回答 基金事業実施年度(事業終了前)において、地域振興計画及び基金の運用・処分計画の変更承認を受ければ、入札減少金を他事業に充当することも可能です(既に返還された交付金分を再交付することはできません。)。 平成21年度当時、核燃料サイクル交付金交付決定通知書の交付条件規定に基づき「基金運用・処分実績報告書」が提出され、国に返還されたものはありました。現在は見直しを行いました。 | |

| ＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 | 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項) | 各府省からの第2次回答 | |
|-----------------------------------|------------------------|--|-------------|---|
| | | <p>【全国知事会】 電源三法等による交付金制度や特例措置については、関係地方公共団体の自主的、弾力的な活用が可能となるよう制度の改善・拡充を図るべきである。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> | / | / |
| | | <p>【全国知事会】 電源三法等による交付金制度や特例措置については、関係地方公共団体の自主的、弾力的な活用が可能となるよう制度の改善・拡充を図るべきである。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> | / | / |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府 省庁 | 提案団体 | 各府省からの第1次回答 | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | |
|------|------|------------|----------------------|--|---|---------------------------------------|-----------------|---|---|---------------------------|------|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | 見解 | 補足資料 |
| 98 | 日 | 土地利用(農地除却) | 地域振興各法における計画策定手続の簡素化 | <p>条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。</p> <p>【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。</p> <p>特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従って、作業が輻輳する場合があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自身が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。</p> <p>【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。</p> <p>また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期限(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。</p> | <p>過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条、第46条、第47条、第48条、第49条、第50条、第51条、第52条、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第60条、第61条、第62条、第63条、第64条、第65条、第66条、第67条、第68条、第69条、第70条、第71条、第72条、第73条、第74条、第75条、第76条、第77条、第78条、第79条、第80条、第81条、第82条、第83条、第84条、第85条、第86条、第87条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第95条、第96条、第97条、第98条、第99条、第100条</p> | 総務省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、環境省 | 九州地方知事会 | <p>【共通事項】 地域振興法についてはそれぞれの立法趣旨が異なり、対象地域の置かれている状況等に即した措置内容が規定されているところである。 地方公共団体が実施する振興施策を記載する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に関すること等、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するものの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に即して実施する振興施策を記載するものであり、当該施策が必ずしも各法同一とは限らないと考えられることから、各計画について共通様式化を図ることは困難である。</p> <p>【個別事項】 (半島振興法) 計画のスケジュールについては、法改正に応じてその内容に即した振興施策を迅速に実施する観点からお示しているものであるが、半島振興法については平成27年中の主務大臣の同意手続を目指したスケジュールをお示しており、十分な時間的余裕があると考えている。また、これにより難しい場合は個別に相談に応じているところである。仮に、重複を避けるために一律に他の地域振興法の計画等との策定期限の調整を行う等とした場合、振興施策の迅速な実施が妨げられるおそれもあることから慎重な検討が必要と考えられる。 なお、半島振興法については計画の作成が円滑に進むよう計画作成指針を技術的助言としてお示しする等、地方公共団体の負担を軽減するように努めているところであるが、これと異なる記載が妨げられるものではなく、法に規定された項目を記載するにあたって、法の趣旨・目的や各団体の地域特性を踏まえ、記載内容を工夫していただくことは可能である。また、半島振興法は昭和60年に10年間の時限法として制定され、本年3月に三度目の法期限を迎えることを踏まえて延長及び内容の充実がなされたところであり、この改正を受けて各道府県において計画作成が行われている。</p> <p>(離島振興法) 平成25年4月、改正離島振興法が施行された際にお示した、離島振興計画の策定スケジュールについては、法改正に応じてその内容に即した振興施策を迅速に実施する観点からお示したものであり、お示したスケジュールには十分な時間的余裕があったと考えている。また、これにより難しい場合は個別に相談に応じているところである。仮に、重複を避けるために一律に他の地域振興法の計画等との策定期限の調整を行う等とした場合、振興施策の迅速な実施が妨げられるおそれもあることから慎重な検討が必要と考えられる。 また離島振興法施行期間内において、新規離島指定や離島解除等が生じたために、離島振興計画の策定・見直し等が必要となる場合においては、地方公共団体の置かれた状況等を鑑み、離島振興計画の策定・見直し等を行っているところであり、個別の状況等については、引き続きご相談頂きたい。</p> | <p>【共通事項】 計画を策定する市町村にとっては、あくまでも指定地域の振興策の計画を策定するものであり、複数の法律による指定を受けていたとしても、その振興策に大きな違いはないことから、関係府省から法律ごとに示される技術的助言に沿って計画を策定することは、大きな事務負担となっているため、共通様式化をしていただきたい。また、事務手続きのスケジュールについては、過疎法等3法に係る計画策定作業が異なる27年度のような場合には、同一地域に関して複数の計画策定が必要となる地方公共団体もあり、庁内の関係部署との協議が輻輳することなども想定されることから、関係府省のスケジュールを取りまとめた一覧を示していただきたい。(10年後にも今年度と同様の状況が想定される。)</p> <p>【半島振興法、離島振興法】 関係府省から技術的助言をいただいているところであるが、記載項目の助言は、チェックリスト(箇条書き)にする等わかりやすいものとし、作成例として示される様式には具体的な記入例をお示しいただきたい。</p> | 有(5法比較表) | |

| ＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 | 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項) | 各府省からの第2次回答 |
|--|---|-----------------------------|---|
| <p>北海道、富山県、豊田 市、鳥取県、奥出雲 町、萩市、宇和島市</p> <p>○条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態がある。</p> <p>それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が複雑する場合があるほか、道・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。</p> <p>また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自身が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。</p> <p>○条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、共通する項目については、共通様式化してほしい。</p> <p>○本県においても、県内15市町村のうち3計画の策定が2市1町、2計画の策定が4市2町あり、多大な事務負担となっている。</p> <p>【3計画策定】2市1町 ○過疎法、山村振興法、特定農山村 【2計画策定】4市2町 ○山村振興法、特定農山村 3市2町 ○山村振興法、半島振興 1市 ○(半島振興計画) ・H27.4.1 半島振興計画策定依頼 庁内での調整、その後県内市町との調整 ・H27.7.10 半島振興計画第1次案提出期限 国からの意見への対応、庁内での再調整、県内市町との再調整 ・H27.9.4 半島振興計画第2次案提出期限 国からの意見への対応 ・H27.10.9 半島振興計画第3次案提出期限 ・H27.10月中旬 半島振興計画正式提出(市町との正式協議の公文写しを添付) (過疎方針・計画) ・H27.5.15 過疎方針・計画策定についての通知 過疎方針策定について庁内での調整 市町に過疎計画策定について作業依頼 ・H27.10.20 過疎方針正式提出 ・市町は12月議会を目前に過疎計画の議案提出 今年度は、過疎法、半島振興法に係る方針・計画を策定する必要があるが、上記のとおりスケジュールに従うと、作業が複雑な場合があり、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となっている。また、市町においては、地方版総合戦略の策定の作業の担当課とも重複しており、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、さらなる負担が生じている状況である。</p> <p>○今年度、過疎地域自立促進計画と山村振興計画の2計画の策定作業を予定しているが、提案にあるように、計画の記載例がそれぞれ異なるため、共通の項目であっても別の記載内容を検討する必要がある、事務量の増加につながっている。</p> <p>○本県では過疎指定市町12市町、山振地域のある市町14市町のうち、11市町が重複している。</p> <p>市町の多くでは過疎法と山村振興法とで所管課が異なり、同様の事務手続きを複数の職員が重複して行っている。</p> <p>また、国においても過疎法と山村振興法の所管が異なるため、同様の問合せを各法ごとに問い合わせる必要がある、手続きが煩雑である。</p> <p>”手続きの共通化・簡素化により、業務負担が大きく軽減されるものとする。”</p> <p>○本町でも、平成27年度において、過疎法及び山村振興法に係る計画の策定(変更)が必要であるほか、平成22年度に策定した総合計画の見直しも予定していた。このような状況の中で、急ぎ総合戦略の策定も行う必要が生じており、業務量からみて大きな負担となっている。</p> <p>○本市においても同一地域で類似の計画を複数策定する必要があり、事務に係る負担は大きい。そのため、事務負担の軽減につながる本提案に賛同する。</p> | <p>【全国市長会】 計画の策定スケジュールに留意しつつ事務量を減少させる観点から、提案団体の提案の実現に向けて積極的な検討を求めている。</p> | | <p>【過疎法、山村振興法、半島振興法、離島振興法】 提案を踏まえ、地方公共団体が各地域振興立法に基づく計画を同一年度に策定する必要がある場合には、関係府省が連携し、時間的余裕をもって次のとおり対応するよう、努めることとしたい。</p> <p>・計画策定に係る地方公共団体の事務の負担軽減のため、各地域振興立法に基づく計画の記載事項のうち、各法律に共通する項目と固有の項目とを明らかにした一覧を作成する。また、現在においても、各法律に共通する項目であって、実施される施策が同一であると地方公共団体が判断する場合には、当該部分について同様の記載ぶりを妨げない運用をしているところであるが、その旨を通知することにより、あわせて地方公共団体の事務負担の軽減を図る。</p> <p>・計画策定手続きのスケジュールについては、関係府省のスケジュールを取りまとめた一覧を示すこととする。</p> <p>【特定農山村法】 見解でお示しいただいたとおり、本法は時限法ではなく、農林業等活性化基盤整備計画(基盤整備計画)の改定が一斉になる等の機会も想定されない。</p> <p>また、市町村が行う本計画の作成・改定は、任意のタイミングで行うものであり、さらに、作成・改定の際には、市町村は都道府県知事とのみ協議を行えば足り、国が関与しない仕組みであることから、国がスケジュール調整を行うような機会も想定されない。</p> <p>なお、御指摘のあった法第4条第7項は、基盤整備計画の内容が地域振興等に関する諸計画の方向と矛盾することがないよう、整合性の確保について定めたものであり、スケジュール調整の根拠となるものではない。</p> <p>以上から、本法は、計画策定が重複した場合に関係府省によりスケジュール調整を行うものには当たらないと考える。</p> |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省庁 | 提案団体 | 各府省からの第1次回答 | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | |
|------|------|------------|----------------------|--|---|--|--------------------|--|---|---------------------------|------|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | 見解 | 補足資料 |
| 326 | B | 土地利用(農地除却) | 地域振興各法における計画策定手続の簡素化 | <p>条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。</p> <p>【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。</p> <p>特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する必要があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。</p> <p>【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。</p> <p>また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期限(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。</p> | <p>過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条、山村振興法第7条、第8条、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条、半島振興法第3条、第4条</p> | <p>総務省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、環境省</p> | <p>山口県 広島県</p> | <p>【共通事項】 地域振興法についてはそれぞれの立法趣旨が異なり、対象地域の置かれている状況等に即した措置内容が規定されているところである。 地方公共団体が実施する振興施策を記載する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に関すること等、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するものの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に即して実施する振興施策を記載するものであり、当該施策が必ずしも各法同一とは限らないと考えられることから、各計画について共通様式化を図ることは困難である。</p> <p>【個別事項】 (半島振興法) 計画のスケジュールについては、法改正に応じてその内容に即した振興施策を迅速に実施する観点からお示しているものであるが、半島振興法については平成27年中の主務大臣の同意手続を目指したスケジュールをお示しており、十分な時間的余裕があると考えている。また、これにより難い場合は個別に相談に応じているところである。仮に、重複を避けるために一律に他の地域振興法の計画等との策定期限の調整を行う等とした場合、振興施策の迅速な実施が妨げられるおそれもあることから慎重な検討が必要と考えられる。 なお、半島振興法については計画の作成が円滑に進むよう計画作成指針を技術的助言としてお示する等、地方公共団体の負担を軽減するように努めているところであるが、これと異なる記載が妨げられるものではなく、法に規定された項目を記載するにあたっては、法の趣旨・目的や各団体の地域特性を踏まえ、記載内容を工夫していただくことは可能である。また、半島振興法は昭和60年に10年間の時限法として制定され、本年3月に三度目の法期限を迎えることを踏まえて延長及び内容の充実がなされたところであり、この改正を受けて各道府県において計画作成が行われている。</p> <p>(離島振興法) 平成26年4月、改正離島振興法が施行された際にお示した、離島振興計画の策定スケジュールについては、法改正に応じてその内容に即した振興施策を迅速に実施する観点からお示したものであり、お示したスケジュールには十分な時間的余裕があったと考えている。また、これにより難い場合は個別に相談に応じているところである。仮に、重複を避けるために一律に他の地域振興法の計画等との策定期限の調整を行う等とした場合、振興施策の迅速な実施が妨げられるおそれもあることから慎重な検討が必要と考えられる。 また、離島振興法施行期間内において、新規離島指定や離島解除等が生じたために、離島振興計画の策定・見直し等が必要となる場合においては、地方公共団体の置かれた状況等を鑑み、離島振興計画の策定・見直し等を行っているところであり、個別の状況等については、引き続きご相談頂きたい。</p> | <p>【共通事項】 計画を策定する市町村にとっては、あくまでも指定地域の振興策の計画を策定するものであり、複数の法律による指定を受けていたとしても、その振興策に大きな違いはないことから、関係府省から法律ごとに示される技術的助言に沿って計画を策定することは、大きな事務負担となっているため、共通様式化をしていただきたい。また、事務手続きのスケジュールについては、過疎法等3法に係る計画策定作業が重なる27年度のような場合には、同一地域に関して複数の計画策定が必要となる地方公共団体もあり、庁内の関係部署との協議が輻輳することなども想定されることから、関係府省のスケジュールを取りまとめた一覧を示していただきたい。(10年後にも今年度と同様の状況が想定される。)</p> <p>【半島振興法、離島振興法】 関係府省から技術的助言をいただいているところであるが、記載項目の助言は、チェックリスト(箇条書き)にする等わかりやすいものとし、作成例として示される様式には具体的な記入例をお示しいただきたい。</p> | <p>有(5法比較表)</p> | |

| ＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 | 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項) | 各府省からの第2次回答 |
|---|---|-----------------------------|---|
| <p>○条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態がある。</p> <p>それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が重複する場合があるほか、道・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。</p> <p>また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自身が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。</p> <p>○条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、共通する項目については、共通様式化してほしい。</p> <p>○本県においても、県内15市町村のうち3計画の策定が2市1町、2計画の策定が4市2町あり、多大な事務負担となっている。</p> <p>【3計画策定】2市1町 ○過疎、山村振興、特定農山村 【2計画策定】4市2町 ○山村振興、特定農山村 3市2町 ○山村振興、半島振興 1市 ○(半島振興計画) ・H27.4.1 半島振興計画策定依頼 庁内での調整、その後県内市町との調整 ・H27.7.10 半島振興計画第1次案提出期限 国からの意見への対応、庁内での再調整、県内市町との再調整 ・H27.9.4 半島振興計画第2次案提出期限 国からの意見への対応 ・H27.10.9 半島振興計画第3次案提出期限 ・H27.10月中旬 半島振興計画正式提出(市町との正式協議の公文写しを添付) (過疎方針・計画) ・H27.5.15 過疎方針・計画策定についての通知 過疎方針策定について庁内での調整 市町に過疎計画策定について作業依頼 ・H27.10.20 過疎方針正式提出 ・市町は12月議会を目前に過疎計画の議案提出</p> <p>今年度は、過疎法、半島振興法に係る方針・計画を策定する必要があるが、上記のとおりスケジュールに従うと、作業が重複する場合があり、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となっている。また、市町においては、地方版総合戦略の策定の作業の担当課とも重複しており、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、さつらる負担が生じている状況である。</p> <p>○今年度、過疎地域自立促進計画と山村振興計画の2計画の策定作業を予定しているが、提案にあるように、計画の記載例がそれぞれ異なるため、共通の項目であっても別の記載内容を検討する必要があり、事務量の増加につながっている。</p> <p>○本県では過疎指定市町12市町、山振地域のある市町14市町のうち、11市町が重複している。市町の多くでは過疎法と山村振興法とで所管課が異なり、同様の事務手続きを複数の職員が重複して行っている。</p> <p>また、国においても過疎法と山村振興法の所管が異なるため、同様の問合せを各法ごとに問い合わせる必要があり、手続きが煩雑である。</p> <p>○本市でも、平成27年度において、過疎法及び山村振興法に係る計画の策定(変更)が必要であるほか、平成22年度に策定した総合計画の見直しも予定していた。このような状況の中で、急きよ総合戦略の策定も行う必要が生じており、業務量からみて大きな負担となっている。</p> <p>○本市においても同一地域で類似の計画を複数策定する必要があり、事務に係る負担は大きい。そのため、事務負担の軽減につながる本提案に賛同する。</p> | <p>【全国市長会】 計画の策定スケジュールに留意しつつ事務量を減少させる観点から、提案団体の提案の実現に向けて積極的な検討を求める。</p> | | <p>【過疎法、山村振興法、半島振興法、離島振興法】 提案を踏まえ、地方公共団体が各地域振興立法に基づく計画を同一年度に策定する必要がある場合には、関係府省が連携し、時間的余裕をもって次のとおり対応するよう、努めることとしたい。</p> <p>・計画策定に係る地方公共団体の事務の負担軽減のため、各地域振興立法に基づく計画の記載事項のうち、各法律に共通する項目と固有の項目とを明らかにした一覧を作成する。また、現在においても、各法律に共通する項目であって、実施される施策が同一であると地方公共団体が判断する場合には、当該部分について同様の記載ぶりを妨げない運用をしているところであるが、その旨を通知することにより、あわせて地方公共団体の事務負担の軽減を図る。</p> <p>・計画策定手続きのスケジュールについては、関係府省のスケジュールを取りまとめた一覧を示すこととする。</p> <p>【特定農山村法】 見解でお示しいただいたとおり、本法は時限法ではなく、農林業等活性化基盤整備計画(基盤整備計画)の改定が一律に必要な等々の機会は想定されない。</p> <p>また、市町村が行う本計画の作成・改定は、任意のタイミングで行うものであり、さらに、作成・改定の際には、市町村は都道府県知事とのみ協議を行えば足り、国が関与しない仕組みであることから、国がスケジュール調整を行うような機会は想定されない。</p> <p>なお、御指摘のあった法第4条第7項は、基盤整備計画の内容が地域振興等に関する諸計画の方向と矛盾することがないよう、整合性の確保について定めたものであり、スケジュール調整の根拠となるものではない。</p> <p>以上から、本法は、計画策定が重複した場合に関係府省によりスケジュール調整を行うものには当たらないと考える。</p> |